

目 次

第1号 (6月10日)

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第54号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第2号）	5
議案第55号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	5
議案第56号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）	5
議案第57号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）	5
議案第58号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）	5
議案第59号 錦町職員の育児休業等に関する条例及び錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第60号 錦町給水条例の一部を改正する条例	14
議案第61号 錦町下水道条例の一部を改正する条例	14
議案第62号 錦町川辺川総合土地改良事業推進協議会設置条例を廃止する条例	16
議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第64号 財産の取得について	17
議案第65号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について	18
発議第2号 錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	19
報告第3号 令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書	20
請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について	21
広報特別委員の選任	21
休会の件	21
散 会	22

第2号 (6月12日)

出席及び欠席議員	23
職務のため議場に出席した者の職、氏名	23
説明のため出席した者の職、氏名	23
議事日程	24
本日の会議に付した事件	24

開 議	2 4
一般質問	2 4
2番 丸小野聖一君	2 4
6番 石松 まゆ子さん	3 4
4番 早田 和彥君	4 4
5番 吉田 真二君	5 4
1番 谷口 一也君	6 3
散 会	7 0

第3号（6月13日）

出席及び欠席議員	7 1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	7 1
説明のため出席した者の職、氏名	7 1
議事日程	7 2
本日の会議に付した事件	7 2
開 議	7 2
一般質問	7 3
10番 金山 民幸君	7 3
8番 岡田 武志君	7 7
議案第54号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第2号）	8 5
議案第55号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	8 5
議案第56号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）	8 5
議案第57号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）	8 5
議案第58号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）	8 5
議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	8 7
議案第67号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約について	8 8
報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について	8 9
報告第5号 令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について	9 0
議員派遣の件について	9 0
委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出について	9 1
閉 会	9 1
署 名	9 2

令和7年 第2回 錦町議会定例会議録 (第1号)					
招集年月日	令和7年 6月10日		招集の場所	錦町議会議場	
開閉会日時及び宣告		開会 散会	令和7年 6月10日 令和7年 6月10日		午前10時00分 午前11時32分
出席及び欠席議員		議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
出席議員	12名	1	出 谷口一也	10	出 金山民幸
欠席議員	0名	2	〃 丸小野聖一	11	〃 高田孝徳
		3	〃 梶原誠二	12	〃 荒川孝一
凡例		4	〃 早田和彦		
出	出席	5	〃 吉田眞二		
欠	欠席	6	〃 石松まゆ子		
公欠	公務欠席	7	〃 竹田農利人		
		8	〃 岡田武志		
		9	〃 池田秀晴		
会議録署名議員	3		梶原誠二	4	早田和彦
職務のため議場に出席した者の職、氏名	議会事務局長 裴田和也				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町長	森本完一	住民福祉課長	吉田誠二	農林振興課長	東貴志
副町長	深水英雄	保険政策課長	大森光春	地域整備課長	高山拓二
総務課長	有瀬耕二	健康増進課長	簗田俊哉	農業委員会事務局長	山本直樹
教育長	毎床三喜男	税務課長	岩尾和文	教育振興課長	尾方良一
会計管理者	上野陽一	企画観光課長	中村裕二		
議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第54号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第55号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第56号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第57号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第58号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第59号 錦町職員の育児休業等に関する条例及び錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第60号 錦町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第61号 錦町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第62号 錦町川辺川総合土地改良事業推進協議会設置条例を廃止する条例
- 日程第13 議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第64号 財産の取得について
- 日程第15 議案第65号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について
- 日程第16 発議第2号 錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 報告第3号 令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第18 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について
- 日程第19 広報特別委員の選任
- 日程第20 休会の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第54号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第55号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第56号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第57号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第58号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第59号 錦町職員の育児休業等に関する条例及び錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第60号 錦町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第61号 錦町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第62号 錦町川辺川総合土地改良事業推進協議会設置条例を廃止する条例

- 日程第13 議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第64号 財産の取得について
日程第15 議案第65号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について
日程第16 発議第2号 錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
日程第17 報告第3号 令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書
日程第18 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について
日程第19 広報特別委員の選任
日程第20 休会の件
-

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第2回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、5番、吉田眞二議員、6番、石松まゆ子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る6月2日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について報告を願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。

去る6月2日に議会運営委員会を開催し、令和7年第2回錦町議会定例会の会期については、次のとおり協議しましたので報告いたします。

会期は、令和7年6月10日火曜日から6月13日金曜日までの4日間です。

10日火曜日は本会議、11日水曜日は各常任委員会、12日木曜日から13日金曜日は本会議となります。なお、一般質問は12日木曜日と13日金曜日午前に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から13日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から13日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定いたしました。

まず、議長の私が報告いたします。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）3月定例郡議長会議、日時、3月25日（火曜）午後2時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。1、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、2、令和7年度本会事業計画案について、

3、令和7年度全国町村議会議長・副議長研修会開催について。

（2）4月定例郡議長会議、日時、4月10日（木曜）午後3時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。1、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、2、令和7年度全国町村議会議長・副議長研修会及び県関係国會議員への要望について、3、令和7年度町村議会議長研修会及び県町村議会議長会臨時総会について。

（3）5月定例郡議長会議、日時、5月14日（水曜）午後4時、場所、球磨地域振興局寺町別館。

協議事項。1、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、2、本会役員改選について。なお、新会長に湯前町の金子議長が就任されました。3、令和7年度全国町村議会議長・副議長研修会開催について、4、令和7年度町村議会議長研修会及び県町村議会議長会臨時総会について。

（4）熊本県町村議会議長会臨時総会、日時、6月3日（火曜）午後3時20分、場所、ホテル熊本テルサ。

議事日程。第1、会議録署名議員の指名、第2、選挙第1号、役員選挙について。

以上、報告いたします。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、早田和彦議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（早田 和彦君） おはようございます。では、諸般の報告をいたします。報告議員、早田和彦。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日時、令和7年3月25日（火曜）午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、議案第1号人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定について、日程第2、議案第2号人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第3号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第4、議案第4号育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第5、議案第5号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例の制定について、日程第6、議案第7号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第7、議案第8号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第8、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告について、日程第9、委員会の閉会中の継続調査について。

(2) 令和7年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会、日時、令和7年5月28日(水曜)午後2時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大會議室。

議事日程。日程第1、議席の指定、日程第2、会議録署名議員の指名、日程第3、会期の決定、日程第4、議会運営委員会委員の選出。これにつきましては、本町の吉田議員が選出されております。日程第5、議案第9号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算(第1号)、日程第6、同意第2号、監査委員の選任につき同意を求めるについて、日程第7、議員の派遣について。

以上で報告を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。

○人吉下球磨消防組合議員(竹田農利人君) おはようございます。諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、令和7年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会。3、開催日及び場所、日時、令和7年5月19日(月曜)午前11時、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。4、内容(要点)。

議事日程。日程第1、仮議席の指定、日程第2、議長の選挙について、日程第3、議席の指定、日程第4、会期の決定、日程第5、会議録署名議員の指名、日程第6、報告第1号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

以上であります。

○議長(荒川 孝一君) これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第54号

日程第5. 議案第55号

日程第6. 議案第56号

日程第7. 議案第57号

日程第8. 議案第58号

○議長(荒川 孝一君) 日程第4、議案第54号令和7年度錦町一般会計補正予算(第2号)から、日程第8、議案第58号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算(第1号)についての5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長(森本 完一君) おはようございます。提案理由を述べさせていただきますが、その前ではございますが、福岡管区気象台は8日、九州北部地方が梅雨入りしたと発表いたしました。南部は既に5月16日に梅雨入りしていますので、これで九州地方全てが梅雨入りとなりました。向こう3ヶ月の天候の見通しは、暖かい空気に覆われやすいため、気温は高く、また、前線や湿った空気を受けやすいため、降水量は平年並みが多いとの予報がありました。今朝の雨も昨日から続いており、線状降水帯の発生も心配するところでございます。5年前の7月3日・4日、この球磨川流域で47名の方の貴い命が奪われました。激甚な大災害復旧工事もいまだ完了していませんが、思い起こすたびに緊張感が走ります。あのような大水害や大災害がないことを強く祈りますが、町民の皆様には気象情報や町からのお知らせ等をしっかりと確認していただくと共に、水、食料、懐中電灯、マスク、タオル、常備薬などの用意、そして第一次・第二次避難所の確認など、生命や財産を守る行動を是非お願いをしたいと思います。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議案第54号令和7年度錦町一般会計補正予算(第2号)、議案第55号令和7年度錦町国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）、議案第56号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第57号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第58号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上5議案につきましては、令和7年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,671万2,000円を追加し、予算の総額を66億4,450万円とする案件でございます。

補正の主なものは、今回で第3弾となるLPGガス価格高騰対応生活者支援事業補助金、事業費の確定に伴う就学前教育・保育施設整備交付金の返納金、農業振興に係る各補助金のほか、人事異動に伴う人件費の調整と地方債の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131万7,000円を追加し、予算の総額を12億5,031万円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ159万4,000円を減額し、予算の総額を12億8,755万8,000円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入を112万9,000円、支出を48万2,000円増額し、資本的収入及び支出の補正で、収入を590万円、支出を654万7,000円増額する案件と企業債の補正などでございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入・支出をそれぞれ44万3,000円増額する案件と議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 総務課関係から御説明します。議案つづり8ページをお願いします。

第2表、地方債補正、変更が3件です。

一番上から、起債の目的は、道路整備事業ですが、限度額を1,180万円減額し、起債の限度額を8,230万円とするものです。

内容は、新大谷川橋補修事業、岩波橋補修事業、町道松里永野線道路改良事業の国費の内示額の決定により借入額を調整するものです。

次に、緊急自然災害防止事業ですが、限度額を260万円増額し、起債の限度額を3,790万円とするものです。町道目郎第一線排水対策事業ほか6事業の事業費の増により借入額を調整するものです。

次に、道路側溝改修・舗装復旧事業ですが、限度額を400万円増額し、起債の限度額を6,270万円とするものです。町道久保昭和線側溝改修事業ほか側溝改修舗装復旧5事業の事業費の増により借入額を調整するものです。

以上3件につきましては、起債の方法、利率、償還の方法について補正前と変更はございません。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

歳入からになります。

5万円未満の補正につきましては、慣例により以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承お願いします。

初めに、総務課関係からです。

上から2番目です。18款1項1目1節一般寄附金99万9,000円は、町内企業1社からの寄附金になります。

次に、19款2項1目1節財政調整基金繰入金1,726万9,000円は、今回の補正予算の財源として繰り入れるものであります。

次に、5目1節社会福祉振興基金繰入金200万円は、温泉センターポンプ入替工事の補助金の財源として繰り入れるものであります。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金4,671万8,000円は、今回の補正予算の財源として計上するものであります。

次のページをお願いします。

22款町債につきましては、第2表地方債補正で御説明したとおりです。

次に歳出です。次のページをお開きください。

まず、全般的なことを申し上げますと、人件費の補正については、人事異動に伴う補正や扶養手当、児童手当などの職員手当について調整を行っておりますので、それに係る説明は割愛させていただきます。歳入と同様、5万円未満の補正についても説明は原則として割愛させていただきますので、御了承お願いします。

下段です。2款1項1目一般管理費10節需用費6万円、12節委託料40万円は、乗合タクシー事業に係るタクシー停留所看板作成に係る消耗品及び看板作成業務委託料になります。

次に、18節負担金補助及び交付金92万5,000円は、乗合タクシー運行費補助金で、最低賃金の引上げによる増額となります。

次のページをお願いします。

上段です。5目財産管理費14節工事請負費350万円は、一武畜産会集会場の老朽化に伴う解体工事になります。当初予算におきましては、6款農林水産業費で一武畜産会が行う解体経費の補助として予算を計上しておりましたが、建物の大半部分が寄附により所有権が町に移転していることが判明したため、町で解体工事を行うために組み替えるものであります。

次に、36ページ、37ページをお願いします。

中段です。9款1項3目消防施設費12節委託料49万2,000円は、防火水槽用地取得に伴う用地測量及び図面作成業務で、西一丸地区の防火水槽について県外在住の土地所有者から、土地を売買するに当たり、防火水槽部分については町へ譲渡したい旨の意思表示があったため、行うものです。

次に、4目防災費18節負担金補助及び交付金300万円は、被災住宅等移転支援事業補助金で、浸水想定区域からの住宅移転に係る補助金1件分になります。

総務課関係は以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） 住民福祉課関係を説明いたします。

まず歳入です。12ページ、13ページをお願いします。

15款2項1目総務費国庫補助金3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金263万6,000円は、戸籍に記載される氏名の振り仮名の法制化に伴う補助金です。

次のページをお願いします。

16款2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金808万円は、LPGガス価格高騰対応生活者支援事業補助金で、2分の1補助です。

歳入は以上です。

次に歳出です。20ページ、21ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費132万9,000円のうち、11節役務費17万9,000円は、戸籍の振り仮名通知書の発送に伴う通信運搬費になります。

24ページ、25ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、減額324万4,000円のうち、18節負担金補助及び交付金300万円は、温泉センターポンプ入替工事に伴う補助金です。

22節償還金利子及び割引料47万5,000円は、令和6年度障害者自立支援給付審査システム改修補助金の返還金です。

次のページをお願いします。

6目給付金支給事業18節負担金補助及び交付金1,616万2,000円は、LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金で、1世帯当たり5,000円、2,600世帯分の支援金と事務費になります。

同款2項1目児童福祉総務費1,567万7,000円のうち、22節償還金利子及び割引料1,726万9,000円は、令和5年度就学前教育・保育施設整備交付金の返還金です。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入です。議案つづり12・13ページをお開きください。

下段です。15款3項3目土木費委託金1節河川管理委託金8万1,000円は、球磨川河川敷ツクシイバラ群生地周辺の除草に係る堤防等周辺美化委託金の内示額の決定による増額です。

議案つづり16・17ページをお開きください。

上段です。21款4項1目1節雑入110万円は、13分館待政策集落の公民館内の備品整備に対するコミュニティ助成金です。

歳入は以上です。

次に歳出です。22・23ページをお開きください。

下段です。2款7項1目企画費18節負担金補助及び交付金110万円は、先ほど歳入で御説明したとおり、コミュニティ助成事業補助金です。

以上で、企画観光課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） 保険政策課関係を説明いたします。

まず、一般会計の歳出です。24ページ、25ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金131万7,000円は、人事異動に伴う国民健康保険特別会計への繰出金の補正になります。

3款1項2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金15万円は、低所得者に対して減免を行う社会福祉法人への補助金です。

27節繰出金、減額163万8,000円は、介護保険特別会計への繰出金で、介護保険特別会計の歳入で説明いたします。

一般会計は以上です。

次に、国民健康保険特別会計の歳入です。56ページ、57ページをお願いします。

6款1項1目4節職員給与等繰入金131万7,000円は、人事異動に伴うものです。

歳出につきましては、人件費のみとなりますので、説明を省略します。

国民健康保険特別会計は以上です。

次に、介護保険特別会計の歳入です。72ページ、73ページをお願いします。

6款1項4目1節職員給与費等繰入金、減額169万円は、人事異動に伴うものです。

2節事務費繰入金5万2,000円は、歳出において説明いたします。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款1項1目につきましては、人件費のみとなりますので、説明を省略します。

2款3項1目11節役務費5万2,000円は、第三者行為損害賠償請求債務の共同手数料です。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 篠田健康増進課長。

○健康増進課長（篠田 俊哉君） 健康増進課関係を説明いたします。

議案つづり28・29ページをお願いいたします。

歳出です。

4款1項6目保健センター費14節工事請負費60万8,000円。内容は、保健センター内にあります診察室のビルトインタイプクーラーが故障しましたが、部品がなく修理が不可能なため、新たにクーラーを設置するものです。

次に、同項11目感染症特別対策事業費12節委託料669万7,000円。内容は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料になります。

以上、健康増進課の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を説明いたします。

歳入です。議案つづり14ページ・15ページをお願いいたします。

1段2行目になります。16款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金86万5,000円、園芸施設有効活用緊急支援事業で中古ビニールハウス導入に伴うものです。補助率は3分の1となります。

歳入は以上です。

歳出です。30・31ページをお願いいたします。

下から3段目になります。6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金388万4,000円。内訳は、歳入にもございました園芸施設有効活用緊急支援事業補助金100万5,000円。総事業費は259万6,000円です。

次に、農業用ビニールハウス等設置事業287万9,000円。町単独事業で連棟ハウス3棟分になります。

4目畜産業費18節負担金補助及び交付金、減額80万円。一武畜産会場解体に伴う補助金の減額になります。内容につきましては、先ほど総務課長から説明がありました総務管理費の財産管理費へ予算移行するものです。

5目農地費18節負担金補助及び交付金25万円です。県営事業における中球磨地区農村地域防災減災事業で単県調査費の増加に伴う負担金の増額になります。

次のページをお願いいたします。

2項1目林業総務費13節使用料及び賃借料6万6,000円、18節負担金補助及び交付金、減額15万8,000円です。無償提供されておりました熊本県森林クラウドシステムの使用料です。本年度から利用市町村に費用負担を求められたもので、当初予算においては概算で計上しておりましたが、県が利用調査を行い、額が確定したことと、県から使用料としての予算化の依頼があり、18節から13節へ組み替えと同時に減額を行うものです。

4目治山事業費14節工事請負費192万1,000円。令和5年度に完了いたしました治山事業において、竣工当時、緑化が十分に進んでおらず、再び土砂が商業施設駐車場へ流出する危険性があり、大型土のうを残置しておりました。その後、現地の確認を行い、関係者への説明を行って撤去の承諾が得られたため、撤去するものです。設置以来、大型車両の商品搬入に支障を来している商業施設の利便性を考慮して、当初予算ではなく今回補正予算として計上させていただいたものです。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 地域整備課関係を御説明いたします。

議案つづりは12ページ、13ページをお開きください。

13款2項2目土木費負担金1節道路橋梁費負担金40万3,000円の増額です。こちらは木綿葉大橋に係る橋梁点検業務費とLED灯の交換工事費等の費用を相良村と案分するものでして、令和7年度の単価が上昇したことによる増額です。案分する負担額も増額するものです。

続きまして、15款2項4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金787万5,000円の減額、10節道路メンテナンス事業補助36万4,000円の減額、こちらはいずれも国の交付内定額により減額するものです。

歳入は以上です。

続きまして、歳出です。28ページ、29ページをお開きください。

下段です。4款3項1目上水道費27節繰出金、増額102万7,000円については、後ほど水道事業会計補正予算にて説明いたします。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

下段です。8款1項1目土木総務費です。

次のページ、34ページ、35ページをお願いいたします。12節委託料増額の120万円です。こちらは910番の緊急自然災害防止事業において、新立岩城線法面対策設計業務のほか、当初予算にて計上しておりました令和7年度の単価が上昇したことにより増額するものです。

14節工事請負費、増額の160万円。主なものは910番の緊急自然災害防止事業としまして、町道目郎第一線排水対策工事100万円で、先ほど12節の委託料で説明しました令和7年度単価が上昇したことによる工事費の増額分となります。

続きまして下段です。2目道路新設改良費、増額87万8,000円のうち、12節委託料491万5,000円は、425番の町道松里永野線道路改良事業におきまして、道路線形の変更により新たに必要となった用地の測量業務347万円、次のページ、37ページの435番、橋梁長寿命化計画事業の橋梁詳細点検業務委託料144万5,000円です。これは令和7年度単価の上昇に伴う増額によるものです。

35ページにお戻りください。

14節工事請負費、減額の713万7,000円のうち、主なものとしまして、425番、町道松里永野線道路改良事業における黒辺田野橋上部工架設工事におきまして、先ほど説明しました12節の委託料としての用地の測量業

務347万円。また、後ほど説明いたします16節の公有財産購入費の50万円、21節の補償補填及び賠償金260万円を工事請負費からそれぞれ組み替えをし、合計657万円を減額するものです。

また、次のページ、37ページになりますが、435番の橋梁長寿命化計画事業において、岩波橋の橋梁補修工事を令和7年度分予算と繰越し分予算で行うことになったため、余剰となった現年度予算分を662万5,000円減額するもの、その他426番の道路側溝改修事業、432番の道路舗装復旧事業、822番の町道改良事業の工事請負費は、令和7年度単価の上昇に伴い、443万4,000円を増額するもので、工事請負費としましては、合計で713万7,000円を減額するものです。

34ページ、35ページにお戻りください。

16節公有財産購入費増額の50万円は、町道松里永野線道路改良事業における道路線形の変更に伴う用地3筆分に係る用地購入費です。

21節補償補填及び賠償金、増額の260万円は、町道松里永野線道路改良事業の道路線形の計画変更に伴う、車庫、ブロック塀、庭木などの移転補償分の増額でございます。

一般会計は以上です。

続きまして、水道事業会計補正予算を説明いたします。別冊の水道事業会計補正予算書2ページをお願いいたします。

議案第57号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）になります。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しております、それぞれ収入で112万9,000円、支出で48万2,000円を増額しております。

また、第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しております。それぞれ収入で590万円、支出で654万7,000円を増額しております。

次のページ、3ページをお開きください。

第4条で企業債の補正をしております。起債の限度額を3,000万円から590万円を増額し、3,590万円に変更しております。起債の目的及び方法、利率、償還の方法については変更ありません。内容は、西下井手ノロ・下須地区の配水管布設工事分となります。

次に第5条ですが、こちらでは議会の議決を経なければ流用することができない経費について補正しております。職員給与費としまして既決予定額939万1,000円から46万2,000円を増額しております。

また、第6条では、他会計からの補助金の補正を計上しています。一般会計からの補助金としまして、既決予定額9,376万9,000円から102万7,000円を増額しております。

次に、補正の内容について、予算実施計画明細書により御説明いたします。8ページをお開きください。

収益的収入です。1款1項2目その他の営業収益、増額10万2,000円です。1節手数料、増額の3,000円は、検査手数料として500円の6件分を計上しております。

2節加入金、増額の9万9,000円は、町水道への加入金としまして1万6,500円の6件分を計上しております。

2項2目他会計補助金、増額102万7,000円です。1節一般会計負担金、増額の102万7,000円は、次に説明いたします収益的支出及び資本的支出などの歳出予算額増額に伴う繰入金の増です。

9ページをお開きください。収益的支出です。

1款1項3目総係費、増額46万2,000円は、1節給料、当初見込みからの減額4万5,000円、2節手当に

つきましては、期末手当、勤勉手当については当初見込みからの減額1万8,000円と、時間外勤務手当が不足したため52万5,000円を増額するものです。

続きまして、資本的収入です。ページは10ページをお願いいたします。

1款1項1目企業債、増額の590万円です。補正予算書第4条でも説明いたしましたが、下井手ノロ・下須地区の配水管布設工事に伴う水道事業債を計上しております。

11ページをお願いします。資本的支出です。

1款1項1目水道施設整備事業費、増額の654万7,000円です。1節水道施設整備事業費は、先ほど説明いたしました配水管布設工事590万円と一武下原地区の配水管切離しの工事64万7,000円を計上しております。水道事業会計は以上です。

次に、下水道事業会計補正予算について御説明いたします。別冊の下水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。

議案第58号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）になります。

第2条で、収益的収入及び支出の補正を計上しております。収入・支出については、それぞれ44万3,000円を増額するものです。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費について補正をしております。職員給与としまして、既決予定額680万3,000円から41万8,000円を増額しております。

内容については、予算実施計画明細書により説明いたします。5ページをお開きください。

収益的収入です。1款1項1目下水道使用料収益44万3,000円の増です。1節下水道使用料としまして、民間賃貸住宅等の増加に伴う使用料の増を見込んでおります。

6ページをお願いいたします。収益的支出です。

1款1項4目総係費41万8,000円の増です。2節手当は、時間外勤務手当が不足したため41万4,000円を、5節法定福利費は、共済組合負担金の率改定に伴い、4,000円をそれぞれ増額しております。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

議案つづり38・39ページをお開きください。

歳出です。

1款2項2目教育振興費284万9,000円です。1節報酬190万1,000円から8節旅費2万2,000円までの各節予算は、特別支援教育支援事業におけるパートタイム会計年度任用職員を錦中学校から一武小学校に振り替えるための組み替えによる増額です。

次に、3項1目学校管理費14節工事請負費6万6,000円は、錦中学校体育館の自動火災報知設備切替工事における追加計上になります。当初予算編成時における材料単価と現在の材料単価に差が出ており、工事費が不足することから追加計上するものです。

次に、同項2目教育振興費、減額377万6,000円は、小学校費で御説明した特別支援教育支援員の組み替えによる減額です。

次のページをお願いします。

4項1目社会教育総務費12節委託料89万円は、文化財保護事業における桑原家住宅管理業務委託料15万円と、

平野神社支障木伐採業務委託料74万円、2件分の追加計上です。

桑原家住宅は、これまで元所有者の方に管理業務をお願いしておりましたが、令和7年度から、地元13分館の御協力を得て管理ができることとなったため、追加計上するものです。

平野神社については、今年2月に実施した文化財防火訓練の際に、社殿裏の大木から落ち葉等、神社に支障が出るとの地元からの申出と要望により支障木の伐採を行うものです。

次に、5項2目体育施設費17節備品購入費30万6,000円は、町民グラウンド指揮台を新規に購入するものです。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。本案に対する質疑、採決は13日に行います。

日程第9. 議案第59号

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、議案第59号錦町職員の育児休業等に関する条例及び錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第59号錦町職員の育児休業等に関する条例及び錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、育児休業等に関する法律の改正により、職員の仕事と育児の両立支援制度の拡充が図られたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第59号錦町職員の育児休業等に関する条例及び錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の改正は、地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部改正に伴い、3歳に満たない子を養育する職員に対する部分休業制度において、1年につき条例で定める期間を超えない範囲で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにすると共に、仕事と育児の両立支援制度利用に関する職員への情報提供を行うほか、制度の利用に係る意向確認を行うこととしております。

新旧対照表で主なものについて御説明いたします。新旧対照表2ページをお願いします。

第1条関係、錦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正になります。2ページの一番下のほうになりますが、第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、次のページになりますが、同条第1項中、括弧内は削除させていただきます。「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」部分を削除する改正です。これまでの部分休業に該当する部分になりますが、1日につき2時間を超えない範囲で取得可能時間帯を拡充し、現行の勤務時間の始めまたは終わり以外も可能とする改正になります。

次に3ページの下のほうです。第2号部分休業の承認に関する第18条の2以降が今回新たに追加された部分になります。第18条の2において、次のページになりますが、第2号部分休業については、1時間を単位として承認することとし、例外的に1時間未満の取得を可能とする規定を定め、第18条の3においては、請求を申し出る単位期間について、第18条の4においては、1年につき請求できる時間の上限を常勤職員は77時間30分、非常勤職員

は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とし、いずれも10日間の取得を可能とする内容になります。

次に、第18条の5においては、部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情を定め、配偶者の負傷または疾病等、申出時に予測できなかつた事実が生じた場合に認めることができる内容となっております。

次に、新旧対照表の6ページをお願いします。

第2条関係、錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正になります。

新たに第19条の2を加え、第1項において、職員が本人またはその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出した場合に、仕事と育児の両立支援制度に関する情報の提供、制度の利用に係る意向確認のための措置を講じることとし、第2項において、3歳に満たない子を養育する職員に対しても同じく、制度に関する情報提供、制度利用に係る意向確認を行うこととしております。

議案つづり81ページをお願いします。

最後に附則として、第1条では、施行期日を規定し、令和7年10月1日から施行することとし、附則第3条の規定は、公布の日から施行することとしております。

第2条では、経過措置として、施行日である令和7年10月1日から令和8年3月31日までについては、期間が6ヶ月となるため、部分休業の請求できる上限を半分にする規定で、第3条では、条例の施行日前においても、3歳に満たない子を養育する職員に対し、制度の情報提供を行うことができる旨、規定しております。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第59号錦町職員の育児休業等に関する条例及び錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。休憩後は11時5分から開議いたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第10. 議案第60号

日程第11. 議案第61号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第60号錦町給水条例の一部を改正する条例についてと日程第11、議案

第61号錦町下水道条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第60号錦町給水条例の一部を改正する条例、議案第61号錦町下水道条例の一部を改正する条例でございます。以上2議案につきましては、災害等の非常の際、復旧のための業者確保が困難となることから、国からの技術的助言を受け、他の市町村長が指定した業者であっても給水や排水のための設備を復旧できるよう改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案つづりは82ページ、83ページをお開きください。

議案第60号錦町給水条例の一部を改正する条例、議案第61号の錦町下水道条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

まず、議案第60号錦町給水条例の一部を改正する条例でございます。

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧したにもかかわらず、個人の管理である宅内配管の復旧が遅れ、家庭の水が使用できない状況が長期化いたしました。これは、宅内配管工事を行う地元業者が被害規模に対して少なかったこと、業者自身も被災したことなどにより、工事を行う業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされております。

現在、当町においても、町水道事業管理者が指定した給水装置工事事業者のみが宅内配管工事を行うことができ、指定外の業者は工事を行うことができず、災害その他の非常の場合、同様に宅内配管の復旧が遅れ、家庭の水が使用できない可能性がございます。宅内配管の早期復旧のためには、復旧に対応する業者を確保する必要があり、地元の指定工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の市町村が指定した給水装置工事事業者による工事の実施が可能となるよう、今回、錦町給水条例の一部を改正するものです。

続きまして、83ページをお願いいたします。

議案第61号錦町下水道条例の一部を改正する条例についてです。

こちらも、先ほど説明いたしました給水条例の一部を改正する条例と同様に、災害その他の非常時において、地元の指定工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の市町村が指定した排水設備工事事業者による工事の実施が可能となるよう、錦町下水道条例の一部を改正するものです。

新旧対照表の8ページ、9ページをお開きください。

8ページは、錦町給水条例についての新旧対照表です。第7条第1項中に次のただし書きを加えます。「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときはこの限りでない。」。

9ページをお願いします。9ページについては、錦町下水道条例についての新旧対照表です。第6条に次の1項を加えます。第6条第4項、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事。

議案つづり83ページにお戻りください。

附則ですが、議案第60号及び議案第61号共に、条例の施行日は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） お尋ねします。

この指定給水装置工事事業者というのは、錦町で大体何業者さんおられるんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

町内の指定工事店ですが、指定給水装置工事事業者、水道のほうですね、こちらが75業者、下水道排水設備工事指定店は75業者、同数の業者でございます。ただ、同一の業者ではなくて、それぞれ指定をされているところが違いますので、それぞれ75業者いるということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第60号錦町給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第61号錦町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第62号

日程第13. 議案第63号

○議長（荒川 孝一君） 日程第12、議案第62号錦町川辺川総合土地改良事業推進協議会設置条例を廃止する条例についてと日程第13、議案第63号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第62号錦町川辺川総合土地改良事業推進協議会設置条例を廃止する条例、議案第63号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。以上2議案につきましては、国営川辺川事業が完了し、円滑に行うための協議会についても役目を終えているため、協議会設置条例の廃止と委員の報酬について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上

げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 議案つづり84ページをお願いいたします。

議案第62号錦町川辺川総合土地改良事業推進協議会設置条例を廃止する条例について御説明いたします。

川辺川総合土地改良事業につきましては、令和5年度をもって事業を完了しております。この条例は、昭和59年に、事業を円滑に推進することを目的に協議会を設置し、関連事業などとの調整を図る目的で制定された設置条例であることから、事業が完了したため廃止を行うものです。

附則として、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

続いて、議案つづり85ページをお願いします。

議案第63号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

錦町川辺川総合土地改良事業推進協議会設置条例の廃止に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中、委員の報酬及び費用弁償が定められている別表3において、川辺川総合土地改良事業推進協議会委員を削除するものです。

附則として、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第62号錦町川辺川総合土地改良事業推進協議会設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第63号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第64号

○議長（荒川 孝一君） 日程第14、議案第64号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第64号財産の取得についてでございます。

本案件につきましては、地方自治法第96条第1項第8号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の財産の取得については、議会の議決を求めることがありますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 議案つづり86ページをお願いします。

議案第64号財産の取得について御説明します。

1、取得の目的、令和7年度錦町立学校学習用コンピューター購入。2、品名等、タブレット端末1,078台。

3、契約の方法、随意契約。4、取得金額、6,106万8,700円。5、契約の相手方、住所、福岡県福岡市中央区大名2丁目9番27号、商号または名称、株式会社内田洋行九州支店、代表者氏名、支店長坂口秀雄。

小中学校の学習用タブレット1,078台の更新購入に係る契約になります。

タブレットについては、令和2年度からのGIGAスクール構想の中で1人1台の配置がなされ5年が経過したところであり、更新が必要となったものです。

今回の更新に関しては、熊本県が実施する県内自治体の共同調達に参加し、大量一括発注を行うことで、より安価な価格での購入が可能となりました。

本町は、クロムブック8ギガバイトモデルに参加し、県内8団体での共同調達となり、提案型プロポーザル方式による審査を経て決定した業者と随意契約を締結するものです。児童生徒用タブレット978台、教師用100台を購入することになります。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第64号財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第65号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第65号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第65号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認についてでございます。

本案件につきましては、地方税法第423条第4項の規定により、委員の補欠選任をいたしておりますので、同条

第5項の規定により、選任後最初の議会において承認を得るものでございます。

今回選任いたしました守屋節郎氏は、昭和27年5月10日お生まれで、錦町大字木上北1759番地3にお住まいです。

守屋氏は、人格識見共に高く、固定資産についても実情に通じておられ、同委員として適任者でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第65号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第16. 発議第2号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、発議第2号錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、岡田武志議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 発議第2号錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、本条例には引用する条文の改正など所要の改正が必要となつたため、提案するものであります。

改正点の主なものとしましては、新旧対照表1ページを御覧ください。

まず、第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

次に、第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものです。

そのほか所要の改正、文言の整理を要する箇所につきましては、新旧対照表においてお示ししてあるとおりです。

議案へお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

岡田議員、自席へお戻りください。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。発議第2号錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 報告第3号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、報告第3号令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第3号令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書。

本案件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明を申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 報告第3号令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

主なものを事業名、繰越額、財源の順に読み上げて説明いたします。

まず、上から2番目です。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業、1,304万2,000円。国県支出金が主な財源となります。非課税世帯への3万円給付及び同世帯の18歳以下児童1人当たり2万円を加算し、支給するものです。

一つ飛びまして、公有林整備事業補助事業1,883万9,000円。財源は国県支出金、立木売扱収入が財源となります。

一つ飛びまして、町道松里永野線道路改良事業松里工区1,852万3,000円。国県支出金地方債が主な財源で、通学路の安全対策事業になります。

次に、町道松里永野線道路改良事業永野工区8,200万円。国県支出金地方債が主な財源で、黒辺田野橋下部工新設工事になります。

次に、町道下大鶴線道路改良事業1,940万円。国県支出金、地方債が主な財源となります。

次に、百太郎線道路改良事業3,550万5,000円。財源は一般財源となります。

次に、橋梁長寿命化計画事業1,223万5,000円。国県支出金、地方債が主な財源となります。橋梁点検業務、橋梁補修工事になります。

次に、町道高原線道路改良事業1,341万9,000円。財源は一般財源となります。

次に、町道平野線道路改良事業平良工区3,512万2,000円。国県支出金、地方債が主な財源となります。

次に、町道平野線道路改良事業平野工区4,420万円。国県支出金、地方債、あさぎり町の負担金が主な財源と

なります。

3つ飛びまして、林業施設災害復旧費3,829万8,000円。国県支出金が主な財源となります。林道志戸内線、横山大平線の災害復旧工事になります。

次に、現年災害復旧費2,170万1,000円。国県支出金、地方債が主な財源となります。町道野間迫線、町道野間高原線、志戸内川の災害復旧工事になります。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 報告が終わりましたので、質疑を許可します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第18. 請願第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第18、請願第1号人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願についてを議題とします。

本件の内容は、お手元に配付してあるとおりです。内容からして、厚生文教経済常任委員会に付託します。

日程第19. 広報特別委員の選任

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、広報特別委員の選任を行います。

2番、丸小野聖一議員、11番、高田孝徳議員より辞任届が提出され、いずれも許可しております。

よって、欠員に伴い補充選任を行います。

広報特別委員の補充選任については、錦町議会委員会条例第7条第4項の規定により、1番、谷口一也議員、7番、竹田農利人議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました谷口一也議員、竹田農利人議員を、広報特別委員に補充選任することに決定いたしました。

ここで、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

先ほど広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

委員長に早田和彦議員、副委員長に谷口一也議員が選任されました。

報告は以上です。

日程第20. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日11日は、各常任委員会のため、休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日11日は休会といたします。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第2回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午前11時32分散会

令和7年 第2回 錦町議会定例会議録 (第2号)					
招集年月日	令和7年 6月10日		招集の場所	錦町議会議場	
開閉会日時及び宣告		開議 散会	令和7年 6月12日 令和7年 6月12日		午前10時00分 午後 4時01分
出席及び欠席議員		議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
出席議員	12名	1	出 谷口一也	10	出 金山民幸
欠席議員	0名	2	〃 丸小野聖一	11	〃 高田孝徳
		3	〃 梶原誠二	12	〃 荒川孝一
凡例		4	〃 早田和彦		
出	出席	5	〃 吉田眞二		
欠	欠席	6	〃 石松まゆ子		
公欠	公務欠席	7	〃 竹田農利人		
		8	〃 岡田武志		
		9	〃 池田秀晴		
会議録署名議員	3		梶原誠二	4	早田和彦
職務のため議場に出席した者の職、氏名	議会事務局長 篠田和也				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町長	森本完一	住民福祉課長	吉田誠二	農林振興課長	東貴志
副町長	深水英雄	保険政策課長	大森光春	地域整備課長	高山拓二
総務課長	有瀬耕二	健康増進課長	篠田俊哉	農業委員会事務局長	山本直樹
教育長	毎床三喜男	税務課長	岩尾和文	教育振興課長	尾方良一
会計管理者	上野陽一	企画観光課長	中村裕二		
議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第2回錦町議会定例会3日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は、抽選により決定しております。

2番、丸小野聖一議員、6番、石松まゆ子議員、4番、早田和彦議員、5番、吉田眞二議員、1番、谷口一也議員、10番、金山民幸議員、8番、岡田武志議員の順となります。

本日は、2番、丸小野聖一議員、6番、石松まゆ子議員、4番、早田和彦議員、5番、吉田眞二議員、1番、谷口一也議員の予定です。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆様、おはようございます。2番議員の丸小野聖一でございます。議長より許可をいただきましたので、令和7年第2回定例会一般質問を始めたいと思います。

毎回申し上げていることではございますが、まず私が目指すものとして3つ上げております。1つ目は希望、将来が明るく生きがいを感じる社会、2番目が創生、今ある価値そして新しい価値を創造する社会、3番目が伝統、過去を重んじ未来につなげる社会、これを目指しております。これに基づき、今回は3つの御質問をさせていただきます。

質問事項1としましては、過去の質問より、錦町の医療について、2番目が、たばこ税と葉たばこ農家について質問させていただきます。3番目に、基金の運用について、この3つを質問事項として本日はさせていただきたいと思っています。

以下は、質問席より順次質問を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。まず、先ほど申し上げましたが、過去の質問より、錦町の医療について、過去の質問のアップデートというか、ちょっと踏み込んだ質問をもう一回させていただきたいと思います。前回3月の定例会で行わせていただきました振り返りなんですけど。

医療、介護の現状と問題点として、国保、国民健康保険の被保険者は減少傾向にありますと。後期高齢者の被保険者は増加傾向にありますと。介護保険の被保険者は減少傾向にありますと。大まかに言うとそういうお話をございました。問題点としては、医師等の人手不足、それから緊急、救急の対応、救急産婦人科、ここが問題点であるという答弁をいただきました。それから、次に、第6期総合計画より、介護健康づくり対策について御説明をいただきました。それから、最後に、将来の展望として、医療給付費、介護給付費をいかに下げていくのか、それから平均寿命と

健康寿命の差をいかに縮めていくかという、前回の定例会の中身でございました。

今回は、前回の一般質問を踏まえて、より突っ込んだ御質問をさせていただければと思っています。

まず、質問の要旨①でございますが、医療給付費の推移、これは国民健康保険の推移について教えてください。その要因については後から分けて御質問させていただきます。まずは、国民健康保険の医療給付費の推移について御質問いたします。教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

国民健康保険の医療給付費につきましては、令和5年度の総額が9億7,918万円、1人当たり42万6,000円、令和6年度の総額が8億8,179万1,000円、1人当たり40万5,000円で推移しています。被保険者数は、令和5年度の1,356世帯2,326人から、令和6年度は1,325世帯2,201人となっており、年間で30世帯100人以上の被保険者が減少している状況です。

被保険者数が減少しているため、医療給付費総額は約9,739万円減少しましたが、1人当たり医療給付費は、両年度とも40万円を超える水準で推移しています。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございます。今、数字を並べていただきましたが、医療給付費の総額は、令和5年度から令和6年度においては約9,700万円減っていますと。ただ、1人当たりの給付費は40万円ほどで高水準で推移していますという御答弁をいただきました。

これを表にすると、表は私の手元にあって皆さんにはちょっと見れないのですが、明らかな傾向として、今、課長がおっしゃったような傾向にあるというふうな形でございます。

それでは、給付費の総額は減っているのですが、1人当たりの給付費、これが高水準である。その要因としてどんなことが考えられますでしょうか、お答えお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

要因としましては、近年の疾病別医療費の上位に糖尿病、慢性腎不全、高血圧症のいわゆる重症化につながりやすい疾病が入っていること。精神疾患、悪性新生物、がん、虚血性心疾患等の長期治療及び高額な治療が必要な疾病が入っていること等が要因として考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございます。これも繰り返しにはなりますが、重症化につながりやすい糖尿病、慢性腎不全、高血圧と、長期の治療及び高額な治療が必要な精神疾患、がんとか、あと心臓の病気などということでした。

ちょっと私が驚いたというか、感覚はあったんですけど、精神疾患のところが意外と上位に来ておると、上位に上がってきてているというのが正確なところではないかと。令和6年度では3番目に来ている。糖尿病と透析ありの腎不全、ここは上位にあるのだろうなというところなんですが、高血圧等を抜いて精神疾患が上位に来ているというのが、近年の特徴ではないかと思います。

前回の質問でも私自らのお話をさせていただきましたが、昨年、2024年の9月に体調を崩しまして、今現在、

糖尿病の治療中でございます。当時よりもかなり改善していまして、自分でもよかったですなど、毎日10キロほど散歩をしていたり、食事制限をしている。あと治療も行っているという話なんんですけど。

具体的に、私が治療費をどのぐらい払っているのだろうということで、今回私の、これは6月9日に医療センターに行きました。それから薬をもらいました。どのぐらいかかっているのかということで、見たことなかったんですけど、見たことないというとちょっと私自身が駄目なんですが、詳しく見てみました。医療センターで糖尿病の検診を行うわけです。そうすると、基本料から検査料から処方箋料から、在宅というのと、診療点数合計が2,429点。これは、2万4,290円ということでございます。3割負担でございますので、私は7,290円を負担しました。それから、調剤薬局に行きました、2,777点、2万7,770円、3割負担でございますので、8,330円。総額5万2,060円。私が負担します30%、1万5,620円。その差の3万6,440円が保険から来ていると。私は、国保ではなくて、協会けんぽに入っていますので、これだけ負担をしていただいている状況であります。

これは、私の不徳の致すところではあります、今57歳なんんですけど、40歳ぐらいから2型の糖尿病ということで治療を続けていたのですが、ちょっと海外に行ったりとかいろいろな事情がありまして、1年間お医者様に行ってなかった結果、とんでもないことになってしまったと。これは後から出てくる一番悪い例が私でございまして、その反省を踏まえて、前回、今回ということで質問させていただくのですが。

この高いか安いかという話とは別に、毎月私はこの1万5,620円を、大体、月によってちょっと変わんですけど、2万円行くときもありますし、払っています。実際、協会けんぽから3万6,000円の補助をしてもらっている立場でございますので、当然毎月の支払いもありますが、これがその負担になっているということでございます。

この1人当たりの給付費が高水準であるのは、私みたいなちょっと不摂生をしたような人間が、当然、これ自戒も含めて申し上げますと、これから努力をしてかからぬようにしていく予定ではございますが、こういう予備群というのがあるので高水準で動いているという話ではないかなと思います。

それから、これは答弁は保険政策課長には求めませんが、若年化していると。いわゆる小学生、中学生、高校生、大学生、私は40歳で発症いたしましたが、糖尿病に関していうと、予備群が非常に増えているという傾向も、ここは大きく突っ込みませんが、生活様式の変化、欧米化しているというか。私の小さい頃は、約50年前はコンビニもファミリーレストランもなかったですし、大体が自宅で、母親だったりおばあさんの手料理を食べていたわけです。ところが、今気軽にやつとか、生活様式が変わってしまったのかなと。生まれたとき、幼少期は私9人家族だったんですけど、今核家族化しておりますので、そういう要因もあって若年化しているというのもお話には聞いております。

ちょっと私の話が入って長くなつたと思うんですけど、続いて、質問の要旨②番について、後期高齢者医療費について教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

後期高齢者の医療費につきましては、費用額ベースで、令和5年度医療費総額が18億1,625万1,000円、1人当たり102万7,000円となっており、医療費総額の約6割の10億8,443万5,000円が入院費となっています。入院の疾病別では、脳梗塞、心疾患、高血圧の循環器系の疾患が上位に入り、入院外の疾病別受診割合では、高血圧、糖尿病、脳梗塞が県平均を上回っている状況です。

団塊の世代といわれる方々が後期高齢者に移行するピークが2025年ですので、今後10年程度は増加傾向で推移した後、減少に転じていくものと考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございます。医療費の総額18億円、1人当たり102万円、その60%が入院費、約10億円、そういう答弁であったかと思います。

これも、ちょっと私の事例というか、非常に私の人生を変えるような出来事、ここ直近というか、ここ10年ぐらい起こっていまして、本当に無二の親友だったり先輩だったり亡くなっている要因が、今言われた脳梗塞、心疾患、高血圧、ちょっと糖尿病は身近なところにはいないんですけど。私が47歳のとき、先輩である54歳の先輩が心臓疾患でお風呂でお一人で亡くなれました。すごいショックでした。私の高校時代の同級生が、これは昨年の話なんですけど、早稲田大学出られまして税理士として活躍されていた人なんですが、地元の高校の近くにあるところで税理士として働いていらっしゃったんですが、脳梗塞で亡くなられました。私の登山の師匠であるHさんは肝硬変で亡くなりました。

何が申し上げたいかというと、ある日突然そのような事態になってしまふことで、医療というのは負担金が高いというだけではなく、その人の周り、私は友達だったり先輩だったりするわけなんですが、急に亡くなられてその御家族がという話とかにつながりますし、医療費を削減すればいいんだという単純なものではございません。高度な技術、それから薬等の処方、これはお医者様の努力というのも必要なんですが。

あわせて、今、保険政策課長に答弁いただきましたけど、この医療費についての削減、これは待ったなしの状況になっているのではないかと思います。

現在、国会でこのお話が、大部分というかこのお話につながる話が非常に多いです。私も聞きながら、色々考えるところではあるんですけど。

一番大事なのは人の命、これを守るというのが一番大事ではあるんですけど、医療費について、現在48兆円、この前の質問でも軽くそのお話をさせていただきましたが、国家予算、令和6年度で113兆円なんんですけど、医療費は48兆円であるという話をさせていただきました。

特に言われるのが、若者現役世代の負担率でございます。2012年から2021年のデータなんですが、国民1人当たりの医療費の伸びは2.6%でございます。総雇用費の報酬の伸びは1.8%。では、医療費は2.6%伸びているのに、報酬、いわゆる賃金、お給料が1.8%、これは全体の話でございますが、伸びていないと。その差は0.8%あると、これは年間でございます。

簡単に言うと、これは例外抜きにして、約、平均的なお話でございますが、平均年収350万円の若者が、社会保障として50万円、税金が7万円、この負担ですよね。私も、まだ現役世代ぎりぎりのところでございますので負担はしているのですが、特に若者世代の負担というのが、かなりウエートを、これは新聞だったりメディアだったりでも話があるんですけど、重みになっているというか。

当然、町のほうでもいろんな補助をやる。国のほうでもいろんな補助をやる。子育てに対していろんな補助をやつていただいています。錦町でもやっていただいている。んですけど、その負担が、どんどん賃金はあまり上がらないのに社会保障の負担は増えている。

なので、今回、この医療費について、具体的に4兆円を削減しますというような骨太の政策が近々発表されました。この48兆円というのがどのぐらいの規模なのかという話なんですが、大体、日本の自動車産業と同じということでございます。日本のGDP、国民総生産の10%を占めるということでございます。自動車産業は、近々、日産自動車が物すごいリストラと減益というか、非常に厳しいということで、会社の存続自体が危ぶまれるという現状になつ

たのですが、医療介護産業というのは、公金と保険料で賄われていますので、先ほどの私の領収書の中にある、そういうものなのかという形で点数、支払いをするということでございます。

自動車だったら買わなかつたり、メーカーをいろんなものに変えたりとか、我慢して10年乗っていたのを20年にしてみるとかいろんなことができるんですが、医療介護というのは待ったなしというか、今現在リアルタイムな産業でございますので、調子が悪ければ病院にも行きますという話でございます。

いろんな改革をこれまで日本はやってきました。近年でいいますと、NTT、JR、JTの民営化であったり、道路公団、航空公団、記憶に新しいとこですと、ジャパンポスト、郵政の民営化をやって、国から引き剝がして民営化すること、サービスを。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員、質問要旨をまとめただけますか。

○議員（2番 丸小野聖一君） 分かりました。

医療費の削減について、私が糖尿病でこの現状を打破するために努力はしていますが、1人当たりの現役世代の負担を減らすために、結論を、お話したいことは色々あったのですが、最終のほうに行きますと、やっぱり特定健診を受けさせていただく、これは要旨③になるんですけど、特定健診について、この現状をまず教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

特定健診につきましては、短期的な目標として、高血圧の改善、脂質異常症の減少、糖尿病の減少の3項目、中長期的な目標として、脳血管疾患、心疾患死亡率の減少、糖尿病合併症の減少の2項目を上げ、健康寿命の延伸を目指して実施しています。

受診率につきましては、令和3年度から64.6%、65%、63.5%、令和6年度が速報値で62.6%となっています。65%前後で推移しておりますが、逆に35%の方が特定健診を受診していない状況であり、ある日突然倒れて救急搬送されたら重症化が進んでいたという状況を避けるために、未受診者に対しては、年2回、健康推進員と保健師等で訪問しての受診勧奨を行うなど、対策もしっかりと行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。今、御答弁いただきましたように、65%前後で推移しているということでございます。

私のお話をさせていただいたんですけど、やはりこの健診率を上げていくと、ある日突然重症化して、大変な高額な医療費がかかってしまうという状況を避けるためにも、定期的に35%の方が全員健診を受けていただくというのが、今のところ医療費の削減の自治体ができる、錦町ができる第一歩ではないかというふうに感じます。

そういう意味では、いろんなセルフメディケーションという言葉がございますけど、自分で、例えばドラッグストアに行つてもいろんなお薬があると思うんです。私も、野菜不足だから野菜を多く取るとか、自分なりのいろんな健康管理をやっています。

昨日、厚生文教経済常任委員会の中で、健康増進課長がリアルタイムで血糖値を測れるリブレ2というのを装着されていまして、今、リアルタイムで血糖値が見られるんです。これは保険適用になると聞いています。

私は、機器を使って、血液を出して、ピーというようなものでやっているのですが、技術革新でそういう機器も出していく、いろんな糖尿病予備群の方もこういうものを活用されたりとか、自分なりのセルフでいろんなことをやって

みる。特に、自治体が行っている特定健診、これについては本当に100%受診をしていただいて、何もなかったねだったり、ちょっとここが悪いよねという、自分自身の体の状態を、これは私の自戒も含めて、これを推進していただくというのが一番ではないかと思いますので、是非これを聞いていらっしゃる町民の皆様、特定健診受けているよという方もいらっしゃると思いますし、ちょっとさぼっちゃったなという方もいらっしゃるかと思うんですけど、是非、特にこの35%の方、周りにもいらっしゃるかと思うんで、お声をかけていただいて特定健診を受けていただけと、そこからのスタートではないかと。ひいては、ちょっと説明があっちこっちに行って大変恐縮だったんですが、医療費の削減につながるということだと思いますので、それをもって今回の錦町の医療について、結論は特定健診を受けましょうということでございます。

それでは、続きまして、質問事項2について、たばこ税と葉たばこ農家についての御質問に移らせていただきます。

まず、最初に、錦町のたばこ税の減少について、税務課長にお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾税務課長。

○税務課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

たばこ税の現状につきましては、直近4年分になりますが、まず、令和3年度が1億468万5,307円、令和4年度が1億634万5,236円、令和5年度が1億469万9,207円、令和6年度が9,958万3,935円で、令和4年度から2年連続で前年比減となっておりますが、近年、屋内における喫煙の規制強化でありましたり、ここ数年、販売数が増加している加熱式たばこへの移行が進んだことなども要因ではないかと捉えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。税務課長、ありがとうございました。約、若干減少しているとはいえ、いろんな要因があつて減少しているとはいえ、1億円のたばこ税ということが確認できたということでございます。

今回、たばこ税と葉たばこ農家について、なぜ質問に至ったかということを具体的に申し上げますと、ついこの間、球技大会がありまして、その中でビーチバレーをやる中で、葉たばこ農家の方と話をするうちに、一回施設を見に来てくださいと、まずはということでお話がありまして、金曜日の夜8時なんですが、共乾施設のほうへ行きました、それで意見交換を1時間、2時間ぐらい行つたというのがスタートでございました。

2つ目が、私が1番目の質問と真逆の、健康の話から真逆の話になるかもしれません、喫煙家であると。37年間ずっとたばこを吸っておりますので、私の子どもの頃の記憶、近くに葉たばこ農家がありまして、乾燥室の近くで遊んでいたという記憶もありまして、そういうところが契機になって今回この質問に至ったということでございます。

それでは、葉たばこ農家の現状ということで、まず錦町の現状を教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

現状といたしまして、令和7年産における戸数は15戸、面積は約31.4ヘクタールとなっております。

令和6年産の実績としては、戸数16戸、面積約32.3ヘクタール、10アール当たり収量274キロ、54万5,000円であり、売上総代金は税抜き価格で1億7,000万円が実績となっております。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。

それでは、九州の中の現状はどういう位置にあるのか、教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東　貴志君）　お答えいたします。

九州における契約先の中九州たばこ耕作組合におきましては、県北、県南、球磨、大分と4つの産地がありますが、6年産の販売代金全体で約39億4,000万円になります。そのうち球磨が約45%を占めており、17億8,000万円で、錦町の実績は先ほど申し上げましたとおり1億7,000万円となっております。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　2番、丸小野議員。

○議員（2番　丸小野聖一君）　2番。ありがとうございました。九州においても45%、ざっくり半分、この人吉球磨が占めているということでございます。

それでは、近年、約10年前と比較して、今おっしゃられた売上げだったり戸数、どのような推移になっているのか、教えていただければと思います。

○議長（荒川　孝一君）　東農林振興課長。

○農林振興課長（東　貴志君）　お答えいたします。

平成26年度を見てみると、戸数は28戸、面積約59.9ヘクタール、10アール当たり収量が240キロ、47万4,000円であり、売上総代金は2億8,000万円となっております。比較いたしますと、量及び反収は伸びているのですが、高齢化や後継者不足はたばこ耕作者も例外なく戸数が減少しており、現在では相良村及び山江村と合併し、下球磨支部として耕作が行われております。戸数の減少に伴いまして、共乾施設の1戸当たりの経費の負担額は増加しているものと思われます。

以上です。

○議長（荒川　孝一君）　2番、丸小野議員。

○議員（2番　丸小野聖一君）　2番。ありがとうございました。10年前、平成26年度と比較しても大分葉たばこ農家も減っているという話がありました。

平成5年、30年前と比較しますと、約65軒の葉たばこ農家があったという話でございますので、単純に計算しますと、この30年間の中で50軒の葉たばこ農家が辞められてしまったという形でございます。

逆を言うと、いろんな高齢化だったりいろんな要因があつて、跡継ぎがいないとかがあつて、この30年間の推移で減っているわけなんですけど、それでもなおかつ九州の中でもそうですし、日本でも有数の葉たばこの産地であるというのは間違いないのかなと思います。

その中で、意見交換会を合計3回行って、今後も行っていくつもりなんですが、具体的なお話がありました。1農家当たりの負担が、これ総会の資料を基に出されているんですけど、例えば共乾施設の灯油代、1把当たりのコストが、令和4年は87円だったのが、これは1把当たりなんで、令和6年で91円になっています。電気水道代も1把当たり72円が80円になっています。作業員の賃金も、最低賃金上昇に伴って850円から1,000円に上がっています。作業員も非常に、過酷な共乾作業、過酷な状況で働く、高気温の中でやつていただいていますんでなかなか集まらないということもお話を聞いていました。850円から1,000円に賃金が上がっていますと。利用者、葉たばこ農家の請求金額も、1把当たり350円から450円に上がっています。

そういうことで、いろんなそういう具体的に3年間ではこれだけ、これは葉たばこ農家だけではないと思うんです。いろんな肥料の高騰だったり物価高騰、当然、私も飲食店を営んでいますので、負担というかコスト、これは当然上がっているわけでございます。

そんな中で、葉たばこ農家の支援、どういうことを近年行っていらっしゃるかというのをお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

令和7年産からコーティング種子の導入が行われまして、作業の効率化・省力化が図られており、播種機とコーティング種子導入に対する支援を行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 答弁ありがとうございます。

先ほど、九州有数の産地であるという話ありました。もっと具体的にお話を聞いてこうかなと思うんですが。

これ、5月15日付でございますので、約1ヶ月前の全国葉たばこ新聞でございます。皆様のお手元には資料も何もないで、私が口頭でお伝えしたいと思うのですが。

令和6年産葉たばこ市町村別販売実績ということで、錦町は先ほど1億7,000万円というお話をされていました。市町村別代金ベスト20ということで、錦町が1億7,000万円に対して10億円以上が3市町村あります。長崎県、沖縄県、岩手県と続いています。4番目のあさぎり町9億6,000万円、9番目の山鹿市、10番目の宇土市等々、多良木町、宇城市、人吉市ということで、ベスト20以上の中に6市町村、この人吉球磨郡が入っているというお話。

先ほど、日本有数のというお話をさせていただいたんですが、錦町も19位の人吉市が2億300万円でございますので、1億7,000万円ですから、引きに劣らぬ産地であるというのは間違いないのかなと。

ちなみに、あさぎり町は農家数としては79戸でございます。人吉市で20戸、錦町は15戸と、葉たばこ農家。そういう形でございます。

その中で、今言われた支援を行っていただいているような現状でございます。

この錦町総合計画第6期の農林業振興対策ということで幾つも上がっているわけなんですが、農林業従事者への支援ということで、新規就農者への支援でしたり、農林業人材不足の解消支援であったり、協業化、法人化による経営力強化、それから農業者の所得向上のための各種支援ということで、今回の追加のとこでも載っていましたが、農業用のビニールハウスの設置KPIで4年間で10件という目標を立てられているんですけど、ここの具体的な例も今回出ていたかなと思うんですけど、いろんな支援があるかと思います。

当然、たばこ税は一般財源でございますので、いろんな財源を一般財源の中からいろいろな支援、こういう支援にも充てられるというようなところだと思います。ずっと、たばこは増税されています。今後も増税の予定があります。どんなものに使われるんだろうなと今回興味を持って見てみたんですが。

まず、日々行われる増税予定されているたばこ増税については、防衛費に充てるというような話がございます。それから、変な話、たばこの消費抑制について、健康増進について、その1番目の質問につながるんですけど、そこにも使われるという話でございます。

今、先ほど農林振興課長に御答弁いただきましたが、錦町15戸、農家ですか、相良村が9戸、山江村が2戸なんですけど、共乾施設についてはそろそろ耐用年数も近づいてきているということで、いろんなお金もかかるでしょうというお話が意見交換会にも出ていました。

やはり話題の中で非常に印象深かったのが、次世代に、例えば息子さんだったり娘さんの旦那さんだったりとかに引き継いでいくというお話は非常に少ないというか、今のところ厳しいなというお話が多くて、でもやっぱり若い人たち、30代の方が続けていきたいという意見もあって、非常に頼もしいチームというか、人材というか、私が言う

のもちよつと何か上から目線であれなんんですけど、ということだと思います。

一般財源に組み入れられるとはいえ、是非このたばこ税というのは、葉たばこ農家が消費しているわけではなくて、私みたいなユーザー、利用している人たちが言う意見なのかもしれませんけど、先ほど言いました日本有数の産地中それを維持していく、それから葉たばこ農家が今後も、錦町も含めて球磨郡、人吉市内で日本有数の品質の良い葉たばこの産地であるということを、やはり農業振興の立場から、私は将来的には協業化、法人化というところが一つ見える、抜本的に変えるところではないかと考えてはいるんですけど、色々意見交換をする中で、農業に関しては素人の私が、諸先輩方色々いらっしゃる中でちょっと差し出がましいお話になったのかもしれません、知らないだけにいろんなところが見えてくるということだと思います。

だから、私は私の経験を基にいろんな資金の運用をしていた立場からすれば、いろんなアイデア、違ったアイデアも見えてくるのかなと思いますので、今後そういう支援について、こういうことに注力しますという御答弁を最後いただければなと思います。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、たばこ税の使途につきましては広く一般財源に振り分けられておりまして、どの部分とお示しするのは困難ですが、緊急性や公共性の高い事業に優先的に充てられるのが一般的かと思われます。

たばこ耕作者に限らず農業全般に言えることかもしれません、高齢化、後継者不足など厳しい状況にありますので、農業費全体のバランスも考慮しながら支援の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。今御答弁いただいたように、非常に大変な事業というか、これからいろいろな意味で大変だと思うんですけど、私もこことの関係というか、意見交換ができたことでいろんな勉強ができました。今後も、葉たばこ農家さんの集まりには参加したいと思っていますし、お役に立てるかどうか分からぬんですけど、何か助けになればということで私も動いていけるところがあるのかを探していきたいなと思っていますので、今後とも是非よろしくお願い申し上げます。

そうしましたら、残り9分になってしましましたが、基金の運用についてということで、質問事項3つ目に移りたいと思います。

時間がちょっと押してきているんですけど、言いたいことというか、質問をまず進めたいと思います。

まず、基金の現状ということで、これは運用という、管理というか、そのところを教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） お答えします。

錦町の基金については、最も危機的状況にありました平成20年3月末において、財政調整基金が2,500万円、7つの基金総額においても1億8,500万円ほどでございましたが、その後の行財政改革により積み増しを行い、令和7年5月末現在では、財政調整基金14億9,100万円をはじめ、14の基金の総額42億400万円という状況です。

現在の基金の管理については、そのほとんどを定期預金で管理しており、一部について国債などの有価証券で運用しております。内訳としましては、有価証券で14%、約6億円で、残りの86%が定期預金及び普通預金で運用し

ている状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。ありがとうございました。本当に危機的な状況から、今、総額42億円積み上がりっているということで、皆様、執行部の御努力というか、結果ではないかと敬意を表します。

それでは、基金の安全性ということで、今、定期預金、一部国債などの有価証券で運用されているということなんですが、まず安全性についてお聞きしたいと思います。これは、地方自治法の中に書いてあるとかそういう話になってくるかと思うんですが、安全性について御答弁求めたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 上野会計管理者。

○会計管理者（上野 陽一君） お答えします。

地方自治法第233条の2では、各会計年度において決算上剰余金を生じたときには、条例に定めるところによる議会の議決により剰余金の全部または一部を基金に編入することができるとしており、地方財政法第7条で剰余金については積み立てるか地方債の償還に充てなければならないとした上で、同じく地方財政法第4条の3で、積み立てた金額については銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れなど、確実な方法により運用しなければならないとされています。

また、本町の各基金条例においても、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしているところです。

本町に基金の運用基準というものはございませんが、他自治体の運用基準を見てみると、第1に安全性の確保、第2に流動性の確保、そして3つ目に収益性の確保を基本方針として規定されている自治体が多いようでございます。

錦町においても、この基本方針にのっとり、地方財政法に定める確実な方法での運用をしなければならないと考えております。

昨年来、日本銀行の政策金利の引上げにより、民間の金融機関の金利が上昇し、国債などの債券の市場価格が軒並み下落し、これら債券を運用している自治体の含み損が懸念されており、多くの各社報道がなされております。

本町では、先ほど申しましたように、基金総額に対して国債などの有価証券での運用は14%と低い状況であり、また満期まで運用することとしておりますので、元本は保証され、額面どおりの金額が償還されることとなり、実質的な損害はないものと考えております。

今後においても、安全性を確保するため、金融機関や証券会社などから情報提供いただき、財政サイドと協議しながら確実な運用を心がけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番、丸小野でございます。詳しく御答弁いただき、誠にありがとうございます。基金の安全性ということでお話をいただきました。私も見て、安心ではないんですけど、定期と国債で運用されているということなので、この基金が毀損するということはないのかなと。

ただしという話でございますが、これは円で運用されているということで、近年の円安、円が安くなっているという話でございます。

なぜかといいますと、もう3分しかないので手短に言いますが、非常に、トランプ米大統領の関税ではないんですけど、パラダイムシフトしている、いろんなものがシフトしている、地政学的リスク、戦争だったり紛争が起こってい

ますと。この30年間、失われた30年とよく言われますが、いろんなものが物すごいスピードで変化しているというお話なんです。

今までどおり、当然安全な運用はやっていくべきだと思うんですけど、ドル換算をしたときの円算は約3割この近年で目減りしているというお話でございます。よくよく考えていただくと、これが物価高騰につながるというお話なんですね。

これからのお話は大分割愛するしかなくなってしまったんですが、これでは何なのというお話にもなるんですけど、日本初の国債のお話をさせていただきます。

日本初の国債、債権というのは、1870年でございますので約150年前、明治3年に発行されました。これは、ロンドン市場、ロンドンのポンド建ての債権だったんです。ショローダーというところが主幹事をやったんですが、13年で9%でございました。海外投資家が飛びついで、すぐ売れたというお話を聞いています。これは、東京の新橋と神奈川県の横浜を結ぶ電車に充てられたということでございます。

その当時、イギリスからしてみれば、極東のよく分からぬ島国という話でございまして、150年前にできた制度だということでございます。

時間がなくなりましたもので、言いたいことは半分以下になってしまったのですが、まず運用は非常に基金は安全に運用されていますので、町民の皆様は御安心をしていただきたいと同時に、ちょっとパラダイムが変化して、今後はどうなるのかというのをお話として出てきますので、自身の御運用もそうなんですが、町の基金は安全であるということが言いたかったことでございます。

時間になりましたので、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午前11時10分から開議します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、傍聴をいただき誠にありがとうございます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様に、心より感謝申し上げます。

昨年の夏から騒がれ出した米の価格高騰に歯止めがかからず、令和の米騒動の影響は長引いております。農林水産省は、政府備蓄前の放出ルールまで見直し、5キロ2,000円で売り出しました。そして、米の値下げの動きが拡大しております。

しかし、本当に米は高いのでしょうか。私が就農した50年前の価格は、30キロ1万円がありました。その後、平成に入り、バブルの崩壊、貿易の自由化、米の生産調整、減反政策などの生産者米価は下がり続け、全く再生産価格にならない状況が続いてきました。その結果、生活ができないからと米を作る農家は激減しております。

ある新聞に、消費者は茶碗1杯分の価格を考えたことがあるだろうか。仮に10キロ6,000円の白米で炊いた茶碗1杯の価格を計算すると、40円から50円であると記載されておりました。再生産価格割れでも我慢して、地

に足をつけて頑張ってきた農業者の気持ちを消費者は分かっているだろうかと書いてありました。物価高騰で消費者も大変でありますけれども、生産者も大変であります。

また、トランプアメリカ大統領が自国の産業保護のために打ち出した関税強化策が、世界経済、金融の混乱を招いております。その中で、日本の食と農をめぐる状況は、これまでになく危ういと考えます。日米貿易交渉で主食の米などを輸入拡大して交渉カードを出されると、食料安全保障は守れるのでしょうか。農業こそ命の安全保障ではないでしょうか。持続可能な食と農を考えてほしいと国には望むところでありますし、今回、東京での議長・副議長会議の中で、熊本選出の国会議員の先生方に要望してきたところであります。

今回の一般質問通告書には、福祉振興に係る2項目を掲げております。事項1、農業ゴミと生活ゴミに関するゴミ問題について、事項2、農業の振興についてを質問いたします。

まず、登壇席より1項目めを質疑し、ほかは質問席より順次質疑させていただきます。

事項1、農業ゴミと生活ゴミに関するゴミ問題について。

私たちが生活していく上では欠かせないゴミ問題については、前回、7番議員が3月の一般質問のときにされておりましたが、錦町には燃えるゴミと燃えないゴミを分別し、ゴミ袋に入れて出し、有害ゴミは産業廃棄物として、また粗大ゴミは自分で人吉球磨クリーンプラザに出すように町民の方々に御理解をしていただき、ゴミの減量に努めていただいております。

毎年、予算や決算において資料も頂いておりますが、ゴミ処理費は令和7年度当初予算で1億1,642万5,000円ということでございますが、錦町におけるゴミ処理の流れ、運営、管理体制はどのようにになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

まず、御家庭では5つに分別をしていただきます。生ゴミ、紙くず、繊維くず、木くず、草などの燃えるゴミ、瀬戸物、ガラス類、金属類、小型電気製品などの燃えないゴミ、指定ゴミ袋に入り切らない家具、自転車等の粗大ゴミ、スチール缶、アルミ缶、ガラス瓶、ペットボトルなどの資源ゴミ、プラマークのついたプラスチック製容器包装に分別をしていただきます。

御家庭で分別していただいたゴミは、収集ゴミ、直接搬入ゴミ、地域で回収した資源ゴミの3つに分けて出していくだけです。

1つ目の収集ゴミは、燃えるゴミは月曜日と金曜日、燃えないゴミは第2・第4水曜日、プラスチック製容器包装は火曜日に、各地区のゴミ収集所へ出していただいた後、収集車で回収をいたします。

2つ目の直接搬入ゴミは、粗大ゴミ、資源ゴミなどで、直接、人吉球磨クリーンプラザに持ち込んでいただきます。

3つ目の地域で回収した資源ゴミは、缶、瓶、新聞紙、ダンボールなどの資源ゴミで、各地域の資源ゴミ回収の日に資源物処理業者などに出していただいております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今、処理の流れ、運営管理の現状を答弁いただきました。非常に内容を理解することができたところでございます。

今、ゴミ処理広域化の検討会で、人吉市赤池のクリーンプラザからあさぎり町への移転の話が進んでいるところでございますが、人吉市赤池の最終処理場のゴミの処理の流れとクリーンプラザの中で焼却灰とかどうしても燃えない

ゴミは埋め立てて処分を行われると聞いておりますが、最終ゴミはどのようにになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

クリーンプラザに持ち込まれた燃えるゴミは、焼却炉で処理をされ、焼却後の残りかすである残渣、焼却炉の底などにたまつた主灰、集じん器などで集められた飛灰の3つに分けられます。このうち残渣は最終処分場に埋め立てられ、主灰はセメントの原料として、飛灰は飛灰に含まれる鉛や銅などを抽出する施設へ搬出し、最終処分場の延命化及び資源の有効利用に取り組んでおります。1年間に出てる量は、残渣で約500トン、主灰で約1,400トン、飛灰で約700トンに上るようでございます。

なお、主灰、飛灰共に委託料を払って処分をしているということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今、答弁の中でも、ゴミは減少傾向にあると、処理費用負担は増加傾向ということでございます。

次に行きます。すいません、ありがとうございました。今、課長の答弁がありましたように、残渣は埋め立てられ、主灰、飛灰共に委託料を払って処分をされているということでございますが、令和4年から令和6年までにゴミの収集量と処理費用の推移についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

クリーンプラザに持ち込まれるゴミ搬入量、令和4年から令和6年の3ヶ年を見てみると、令和4年が、可燃ゴミ2,362トン、不燃ゴミ138トン、粗大ゴミ52トン、資源ゴミ62トン、有害ゴミ0.9トンとなっております。令和5年が、可燃ゴミ2,274トン、不燃ゴミ131トン、粗大ゴミ50トン、資源ゴミ53トン、有害ゴミ0.5トンとなっております。令和6年が、可燃ゴミ2,250トン、不燃ゴミ130トン、粗大ゴミ65トン、資源ゴミ45トン、有害ゴミ0.5トンとなっており、ゴミの搬入量は減少傾向にございます。

一方、広域行政組合へのゴミ処理負担金は、令和4年度が9,812万4,000円、令和5年度が1億474万8,000円、令和6年度が1億1,272万2,000円となっており、増加傾向にございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今、答弁の中でも数字を見てみると、ゴミは減少傾向にあり、処理費用負担は増加ということでございますが、前回、7番議員の答弁の中で、錦町のゴミの量は減少しているが、ほかの市町村よりも負担金は増加傾向になっているという答弁がありました。どのような原因が考えられるのかというのが1点と、今、資源ゴミの活用とかリサイクルが言われており、ゴミの分別も定着をしているようですが、その資源ゴミは分館で集めておりますペットボトルやアルミ缶などの資源ゴミの収集の推移と収益はどのようにになっているのか、取組と運営の流れを、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

まず、1点目のゴミ処理量は減っているにもかかわらず負担金が増加傾向ということについてですが、広域行政組合へのゴミ処理負担金の算定の際に、均等割10%、人口割10%、実績割80%で算定をされます。負担金が増え

た要因の一つとしましては、令和7年度の錦町を含む構成10市町村の負担金の総額、これが施設の更新費用などもあって、令和6年度9億8,189万8,000円から令和7年度9億8,871万2,000円と681万4,000円増えております。

また、錦町のゴミ搬入量は減少しておりますが、錦町を含む構成10市町村のゴミ搬入量に対する錦町の割合が、令和6年度11.52%から令和7年度11.89%と増えていることも負担金が増えている要因の一つでございます。

人口減少の割合が他の市町村と比べまして錦町のほう緩やかでありますので、その辺も関係しているのかなと考えております。

2点目の資源ゴミについてですが、各地域で取り組んでいただいている資源有価物回収事業につきましては、令和4年度が、回収重量9.9トン、実施団体数45団体、助成額65万3,504円となっております。令和5年度が、回収重量8トン、実施団体数40団体、助成額53万1,656円となっております。令和6年度が、回収重量9.1トン、実施団体数44団体、助成額60万5,630円となっております。

また、旧西農協跡のリサイクルステーションでの回収重量については、令和4年度が10トン、令和5年度が10トン、令和6年度が11トンとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今の答弁の中で、要因の一つは、10市町村のゴミ搬入量に対する錦町の割合が増えているということが分かったところでございますが、町民の皆様方に聞きますと、生ゴミの水分の水切りが十分でないのかなという声も聞かれておりますので、そのところも周知をお願いいたします。

また、今、錦町の生活ゴミの問題と現状についてお尋ねをしたところでございますが、今回、畜産農家からの声でございますが、サイロなどをサイロにするラップのフィルムの資材の処理の件で相談があったところでございます。今、JAが二、三回ほど集荷して処理しておりますし、錦町の予算の中にも農業用ハイポリビニールの処理費用として47万円支援していただいております。違反は違反でありますけれども、今回ラップを燃やしていたら大気汚染防止法により廃棄物処理及び清掃に関する法律違反として50万円の罰金をされたということで、非常に大変だったと聞いているところでございます。

また、今回、私も、ゴミというのは燃やさずに出すのが普通かなと思っていましたけれども、畜産農家の方が言われるには、構造基準適合の焼却炉なら燃やせるのだと、非常に高いということで、少しでも町からの支援はできなかろうかという声でございました。

私も調べてみましたところ、国の基準にあった焼却炉は150万円から300万円しますので、私の考えでございますが、法に触れて焼却するとか山に不法投棄するとか、そのような違反を防ぐためにも、農家の声を聞いていただき、幾らかの補助をしていただきたいと考えるところでございますが、町の考えを1点と、今回、畜産農家の違反の件を町として把握されていたのか、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

まず、1点目です。農業用廃棄物につきましては、中央地域ハイプラ対策協議会により、6月、8月、12月と年3回にわたり回収が行われており、令和6年度における錦町分の処理量は6万2,624キロでした。

廃棄物の処理といたしましては、購入された販売店などに御相談いただくか、先ほどの中央地域ハイプラ対策協議

会に対しまして支援を行っておりますので、この事業を御活用いただきますようお願いいたします。

なお、焼却炉につきましては、令和6年度に産業振興資金貸与基金を活用し導入された実績がございます。本年3月定例会にて300万円までの借入、返済につきましても最高8年間へと変更承認いただきましたので、導入の際は産業振興資金の制度を御活用いただきたいと考えております。

2点目です。公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却に該当しない場合、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微でない焼却の場合は、農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却であっても例外規定に該当しないため、法律で禁止されております。

個別案件につきましては、罰則を適用する警察署の判断によるものと考えますが、町の対応といたしましては、即座に聞き取り調査をさせていただき、再度町内で同じような事案が発生しないよう注意喚起の周知を行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

ここで、町長にお尋ねいたしますけれども、今、課長の答弁の中では、焼却炉についても産業貸与基金を活用して導入ということと、中央地域のハイプラ対策協議会の事業を使ってするようにという答弁でございましたけれども、今、農業というのは、物価指数も上がって高止まりをしておりますし、畜産農家数も6割減少したと全国では言われております。畜産農家が減少すれば、耕種農家にも影響をするところでございます。また、ほかの農業者にとりましても、農業ハイプラポリビニールの処理は非常に大変であります。

ゴミ処理量の予算を減らすためにも、構造基準適合の焼却炉の導入は利用できると考えますが、少しでも町として支援の検討の余地はあるのかないのかが1点と、今、非常に大きい畜産農家は既に焼却炉は導入されております。クリーンプラザの最終処分のを聞いてみると、灰については委託料を払って処分されているようでございますので、畜産農家から出たこの産廃の灰についても、町としても違反とならないよう考えていただきたいと思いますが、町長の考え、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

焼却炉導入及び焼却灰の処分に対する補助はということでございます。

先ほど担当課長が話しましたように、いろんな制度もありますので、是非そういう制度を農家の方も使っていただきたい。年3回、購買元といいますか、そこに持ち込むという方法があるようでございますので、そういうのをしっかりと活用していただきたいと思っております。

先ほど質問議員は色々御承知のようでございますけれども、町においては焼却炉がどれだけ導入されているのかというのを現在の段階では把握ができません。産業廃棄物となる焼却灰の処分については、適正な処分によって環境負荷低減に貢献することを考慮すれば、農業用に限らず全体的な支援が必要ではないかと考えるところですが、農業用ハイプラにつきましては焼却灰が発生しないように、先ほど言いますように中央地域ハイプラ対策協議会の回収に、これを御利用いただければなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。私も、3軒ほど畜産農家の焼却炉を見せていただきましたけれども、少し灰が出ておりましたので、それが産業廃棄物ということを聞きましたので、町としてもその

件につきましては是非検討していただきたいと願っているところでございます。

次に、農業の振興についてお尋ねをいたします。

水田政策の見直しの方向性と水田活用直接支払交付金の見直しについてお尋ねをいたします。

このことについては、何回か質問しております。錦町、農業、この水田活用交付金は、平成26年度から始まった制度でありまして、錦町再生協議会の中で、水田農業の方針を打ち出して、水田活用を強化しながら米の自給の安定には減産が必要ということで、生産調整をしながら水田を水田として守ってきたところであります。

しかし、今回の米の高騰を受けて、水田政策も進められているようございますが、国の政策でございますので、分かる範囲でよろしいですので、2点ほどお尋ねをいたします。

今回の水田政策の見直しの方向性についてと、錦町の水田耕作面積、転作面積、高収益作物の状況、水田活用交付額、畠地化した農地の面積と交付額についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

まず、1つ目に、見直しの方向性についてです。

水田政策は、食料安全保障の確保、生産基盤強化、そして変化する食料需要への対応という大きな課題に直面しており、国では令和9年度から根本的な見直しが検討されております。そのポイントとしては、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換を図るため、令和9年度以降5年間水張り要件を求めることが方針となっております。

米については、農地の大区画化、スマート化、品種改良等の生産性向上を強力に推進し、需要拡大へ新市場開拓用米、米粉用米などこれらに対する支援、飼料においては、飼料用米中心を見直して青刈りトウモロコシ等の振興となっており、ほかにも麦、大豆、飼料については、水田、畠を問わず生産性向上への支援、有機農業に対する支援等も検討されておりますが、現在の米需給等の食料事情を鑑みますと方向性が変わることも高く考えられますので、今後の国の動向を注視してまいります。

そのほかにも、中山間地域等直接支払制度では、令和7年度から第6期対策が開始され、多面的機能支払交付金も令和7年度から11年度までが第3期対策となります。第3期においては、多面的機能のさらなる増進への支援ということで、10アール当たり400円の加算措置が新たに設けられました。

2つ目に、水田耕作面積、転作面積、高収益作物の状況、水田活用交付金額、畠地化した農地の面積と交付額についてお答えいたします。

水田耕作面積1,027ヘクタール、転作面積629ヘクタール、高収益作物作付面積46ヘクタール、水田活用交付額5億2,600万円、畠地化した農地の面積63ヘクタール、交付額3,600万円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今回、水田政策の見直しの中で、特に水田活用直接支払交付金についてお尋ねしますが、この交付金は、作付、転作に対して面積に応じて交付するものでございますが、前回は主食用米の消費減少が続く中、定着性や収益性が高く需要のある品目への転換を進めるために、令和5年から令和9年までの中5年に1回の水張りをしない水田は交付対象から外すとされておりましたが、今回、令和6年以降は求めない、また令和7年、令和8年についても交付対象とするとされております。どのように見直されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

先ほどの質問の要旨①の回答と重複いたしますが、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換が図られますので、令和9年度以降5年間水張り要件は求めないこととする方針となります。

なお、現行の令和7年、8年につきましては、国、県から明確な回答が得られてはおりませんが、新聞や各種メディアにおいては、特例措置として連作障がいを回避する取組を行った場合、水張りを行わなくても交付対象とするという報道がなされております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今、課長が心配をされているとおり、国の政策というのはそのときそのとき、もう本当に昔から変わって、猫の目の政策じゃないんですけども、変わってきております。変わるたびに、農家は国の政策に振り回されてきたのが現状であります。また、この事業を活用することで、農家も確実に収入を得てきたのは事実でございます。この農家に不利益がないよう、国の動向を素早く農家に周知していただき、進めてほしいと願っております。

また、先ほど畠地化した農地の面積と交付額を答弁いただきましたが、この畠地化した農地のその後の交付額はどうなるのか、また畠地化支援を進めていただきましたが、町として農家の意見を尊重しながら進めてこられたと思いますが、今後どのように進められるのか。

また、新聞等で飼料米が少なくなってきたということが報道されていました。その代わり、米の価格が上昇したことにより米の生産が増加したことありますが、錦町の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

まず、1つ目に畠地化の件です。

畠地化促進事業の令和7年産単価につきましては、初年度に交付される畠地化支援の10アール当たり10万5,000円、それと定着促進支援が10アール当たり2万円、これが5年間の交付となります。

交付対象水田から外れた畠地化された農地については、令和9年度以降どのような支援があるのかは、現時点では示されておりません。国に尋ねてみたところ、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換されることから、新たな対策として支援がなされる可能性があるのではとの回答にとどまっているところです。

これまで、町はできるだけ多くの農地を水活の交付対象水田として残していくよう営農座談会や農家説明会の際に、令和4年度からの5年水張りルールについて説明を行ってまいりました。その中で、既に畠作物の作付が定着し、今後も確実に水稻ではなく畠作物が作付られる農家については、耕作者の意向を聞き取りし、畠地化に取り組んでまいります。

昨今の米需給等の食料事情の影響で方向転換は十分にあり得ると思いますので、その動向には注視が必要であり、農業者が不利益とならないようしっかりと対応し、素早く周知を行ってまいります。

2つ目に、水稻の作付面積についてお答えいたします。

令和7年産につきましては、昨年度から30ヘクタール増え、431ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今回、30ヘクタール、米の生産者が増えるということをございますが、本当に国の政策に沿って農家は現場で頑張っております。何回も言いますが、政策が変わつていくときには、農業者が不利益にならないように農家に早めに周知をしていただきたい。

また、町長にお願いいたしますけれども、今、米の価格が生産費を上回る適正価格になるように、錦町としても、非常に状況も多いと聞きますので、国に強く要望していただきますようお願いいたしますとして、次の質問に移ります。

地域計画についてお尋ねをいたします。

新聞などによりますと、地域農業の将来指針となる地域計画が令和7年3月31日に策定期限を迎えるように、全国で2万を超える計画ができたとされております。地域計画は、集落単位で地域の農地をどう利用していくかまとめた計画で、10年後に誰が耕作するか、農地1筆ごとに定めるものであります。

私が、農業委員のとき、農地の扱い手を明確化して、5年、10年後における農地の効率化を話し合って決める人・農地プランを進めてまいりましたが、現実的にはなかなか進まなかったこともあります。

この大変な問題に、農業委員会、農林振興課、それと耕作者と連携して取り組んでいただき、錦町も地域計画が農業経営基盤強化法に基づき策定されたと聞きました、安心したところであります。

しかし、私、この頃、あさぎり町の方から農地のことで頼まれました。そこは、利用権の設定もされていないところをございましたけれども、60アールは管理をされておりましたが、40アールぐらいは耕作放棄地でございました。2009年までには、法律で標準小作料制度がありました、権利移動がありまして、非常に権利移動はスムーズに行われていたと、私も考えているところでございますが、今は、小作料は要らないから作ってくださいという土地が多くなりました。今回の私が頼まれた農地にしても、1ヘクタールでございますが、もう土地代は要らないから登記料だけでもいいからどうにかしていただけないかという相談がありました。

このように、今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されないのでないかと私は考えているところでございます。

まず、今回策定された地域計画の中で、利用される見込みがない農地というのはどのくらいあるのか、耕作放棄地の現状、再生困難と見込まれる農地の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 直樹君） お答えします。

地域計画対象地内での遊休農地面積は、42.6アールとなっております。再生利用が困難と見込まれる農地、いわゆる非農地化した農地につきましては、平成25年度から令和6年度までに1,067筆、約83ヘクタールを非農地判断をしております。その中から地目変更されました農地につきましては、192筆、約34ヘクタールであり、面積でいうと4割が地目変更済みとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。私が、5年前にちょっと比較、私は人・農地プランのときに質問したときに聞きました面積とすれば、耕作放棄地は農業委員の努力もあって少しは解消されているところでございますが、非農地という面積が非常に多くなってきているんじゃないかなと感じたところでございます。

今回の策定に当たり、農業委員会も将来に向けた守るべき農地と扱い手を明確にして、地域の扱い手に対し優先かつ計画的な集積を進めてこられたと思いますが、国が定める80%に対し、木上、西、一武の扱い手の集積について

お尋ねします。

また、座談会があってもなかなか扱い手となる出席が少ない中、どのようなことに注意されてこの策定をされたのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

まず、1つ目に木上、西、一武の集積率はということですけれども、まず従来実施されてきました集積率調査と地域計画における集積率は対象となる農地が異なっております。従来の集積率の求め方は、町内全農地が対象でありましたが、地域計画策定に伴う集積率は、地域計画に含まれる農地が対象となります。

議員お尋ねの各地区の地域計画における集積率は、木上地区5.7%、西地区5.2.2%、一武地区が5.7.1%となっております。

続いて、2つ目に、計画策定中どのように注意して作成したのかというお尋ねに対してお答えいたします。

農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんに内容の確認と御意見も伺って、その内容を反映して作成しております。

今後、間違いなく扱い手が減り、農地が余っていくことは避けられないのが現状です。農業委員さんと協力しながら、できるだけ耕作者をマッチングしていくことになりますが、そのほかにも町外からの法人の呼び込みや、第三者継承による経営の継続を図ることも重要なと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。よく農業新聞、現代農業新聞を見るんですけども、新聞などによると、全国で農地の3割が10年後の耕作を確保できないとありました。また、全国で農地の6割が10年後、耕作者不在というおそれがあると発表されております。

錦町の地域計画の中で、規模縮小などの意向のある農地の面積の合計がゼロと、この計画書の中にあります。離農されたり規模縮小される農業者というのは錦町にはいないのかということなんですけれども、今耕作者をされている方も、6割ぐらいは現時点で高齢者であります。また、この計画書を見ますと、計画書の中で70歳以上の農業者の農地面積が、西だけで19.2ヘクタールあります。この10年後に耕作できない農地は現状として錦町には現時点ではゼロと書いてあります。これはおかしいのではないかなどと考えているところでございますが、どのような議論の中でこのゼロなのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

昨年12月から1月にかけて農家へアンケートを実施しております。受け手の変更予定という回答はあったものの、農地自体が地域計画の対象外であったり、対象地であっても名簿登載者に譲るということになっている回答がありました。

お尋ねのあった件につきましては、地域計画区域の状況の中の規模縮小などの意向のある農地面積の合計欄のことかと思いますが、作成時に県にも確認を取っておりますが、その欄については受け手が名簿登載者から非登載者に変更になった場合や受け手が見つからないときに計上する欄になるとのことでしたので、今回ゼロの計上を行っております。もちろん、個人単位で見れば規模縮小意向のある農家の方々はいらっしゃいます。

また、現状の耕作地をベースにアンケートで得られた耕作者の変更の意向を反映したものとなっておりますので、

未回答や変更がないという回答の方は、10年後も同じ耕作面積となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

やはり、私も考えるんですけれども、今、耕作されている方が70歳以上、そして私たちのところも認定農業者の方が病気されてもう作らんと言われたところが、75歳から80歳の方が今耕作をされております。そういうところが10年後にゼロというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思いますので、いろんな、今、課長の答弁があつたように理由はあるかと思いますけれども、できれば正確な情報を私たちに流していただければと考えているところであります。

今、地域計画についてお尋ねをしたところですが、農業の生産向上を伸ばすためには、私は集約が大切であると考えます。それと、いつも言っておりますが、担い手の確保、やはり担い手をどうつくるかというのは非常に大切ではなかろうかと思っているところであります。

しかし、新聞などを見ますと、北海道では集約をされるというのが52%でございます。対して、九州は7%と書いてありました。気候も面積も条件も、特にこの錦町も中山間地域の小さい農地がありますので、この計画というのも私は全国一律にはいかないと思いますが、錦町としてこの地域の農業を今後どのように地域計画の中で進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

現時点において、国の定まらない農業方針の中、町の主産業である農業の方向づけは難しい状況にあり、答弁にならない答弁になりますが、人口減少により多くの小規模農家によって地域農業を支えていくことは困難で、今後は複数の大規模農家が必要になってくると思われます。

そのためには、スマート農業に適した農地とするために徹底した集約を行い、作業の効率化が求められますが、小規模農家には集積や換地に御協力いただく必要がございます。国に対しても支援を求めるながら進めてまいります。

また、有機栽培等の栽培方法や作物ごとに栽培地帯を集約できればいいのではないかと考えておりますが、所有者や現耕作者との兼ね合いもあるため、課題を解決しながら効率化を進めていかなければなりません。

なお、地域計画につきましては、今回の成果品が完成形というわけではありませんので、これから先の農地配分の理想形に向けて、隨時見直しや取組を行ってまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございました。今、課長の答弁のあったとおり、やはり規模拡大とかそういうのをしていただきながら、やはり進めていかなければならないと思いますが、特に、私は、球磨郡の農業は、作物の集積というのは非常に大事じゃないかなと思っているんです。ばらばらなところで耕作をされておりますので、作物を集積することによってまだまだ効率化ができるんじゃないかなと、私としてはそう思っているところでございます。

また、地域計画というのの実効性のある策定については、これは私の考えでございますが、できる農地は大区画化やスマート農業を進め、農作業がしやすい、手間や時間、生産コストを減らすことができる農地の集約化を進めることが、一定の農業の担い手を確保することにつながると私は考えております。

また、専業農家と兼業農家が連携をすることによって、中山間地域の農地も維持できると考えます。

なぜかといいますと、やはり担い手だけでは、地域で担い手が1人とか2人になった場合に、今、あぜ草切りとか、なかなか管理するのが、そういう人たちだけではできないかと思いますので、できれば兼業農家の方も一緒になって地域で支えるという農業形態に持つていかないと、なかなか中山間地域の錦町では農地が守られないんじゃないかなと考えているところでございます。

今回、新農業委員会、新農地利用最適化推進委員も決まりましたので、皆様の活躍と共に、持続可能な農業実現に向け頑張っていただきますようお願いいたしまして、もう本当に、課長たちから非常に的確な答弁をいただきましたので、少し時間は余りましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時59分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。ただ今、議長より質問の許可をいただきましたので、令和7年6月議会定例会一般質問を行います。

今回の質問では、事項1に、桑原家住宅の改修とタイ捨流の文化財指定について、この質問については再度の質問になります。続いて、事項2に、幸野溝の農業用水について、事項3に、上下水道料金の見直しが検討されていることについて、以上3つの事項について通告をしております。

本日は、お忙しい中に傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

それでは、これより質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） それでは、質問事項の1、桑原家住宅の改修とタイ捨流の文化財指定について伺います。

この件につきましては、昨年の議会でも質問をさせていただいております。

では、要旨①住宅改修の計画の状況について質問をいたします。

ここで写真をお願いいたします。これが、皆さん御存じの国の重要文化財、桑原家住宅の全体の写真でございます。見た目は、あまり変わらずという感じであります。中に近寄っていただけますと、部分部分このような状況になっておりまして、写真をお願いいたします。軒下とか、ああいうところは、以前よりもちょっと傷みがひどくなっています。これは大変厳しい状況になってきたなど、そのように感じておるところでございます。

続いて、あと1枚お願いいたします。この張り紙は、地震によって倒壊するおそれがありますということで貼ってあります。さきの熊本地震クラスの揺れが生じた場合には、もう恐らく倒壊してしまうんじゃないかということで、個人的には危惧しております。

では、全体像の写真に戻していただいてよろしいですか。ここもちょっと破損が目立っております。ガラスの奥のほうも傷みが目立ってきておるのが現状でございます。このような写真の、全体のに戻してもらって、こういった現

状を踏まえまして質問させていただきますが、住宅改修の計画の状況について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

桑原家住宅の改修計画については、まだ調査の段階であり、実際の改修計画はございません。

質問議員から令和5年9月議会において質問をいただいており、その後、過去にも見ていただいた専門技術を有する公益財団法人文化財建築保存技術協会の方に、現在の状況確認と調査をお願いしたところです。

その調査報告の中では、建屋の傾斜もあり、大規模な地震が来ると倒壊のおそれがあること、シロアリの食害やかやぶき屋根の傷みも進行しているとのことであり、できるだけ早期の改修、解体しての根本修理が必要と判断されております。

ただ、その概算工事費が約10億円との膨大な見積りであり、工事を着手するにも時間を要するとのことから、当分の間は維持修繕を適宜行いながら計画を進めていく必要があると思われます。

毎月実施しております文化財保護委員会議の中で協議をしたところ、見積りがあまりにも高額であることから、他町村の状況など先進事例を参考にほかの業者への調査依頼を行ったほうがよいとの御意見もいただいておりますので、今後、別の業者への調査確認をお願いしたいと考えているところです。

また、国の補助事業として改修を行うには、整備計画となる10ヶ年計画の策定が必須であるため、今年度中にその計画を策定し、熊本県文化課や文化庁への協議を行いたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。前回よりも調査、それから具体的な修理費用が出てまいりましたけど、約10億円かかるということであれば、補助を頂いたとしても持ち出しが5億円以上くらいかかるのかなという気はします。

ただ、お金の問題もさることながら、ここは国の重要文化財、そしてまた唯一の文化財でもありますので、ここは是非整備計画等立てていただきて、県、国へ協議を行っていただきたいと思います。

10ヶ年計画の策定ということで言われましたけれども、10ヶ年計画の策定というのは、10年で段階的に整備していきますというようなことを出す必要があるということでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

10ヶ年計画は、施設の整備、それから、それ以降の活用計画等も含めた10ヶ年の計画でございます。したがいまして、10ヶ年計画を提出した後、補助対象事業としての採択を受けるという形になりますので、実質、それから二、三年かけての工事着手というような形になりますから、今年度中に策定をし、文化庁に協議を行った後であっても、それから3年ぐらいは事業に着手ができそうにはございません。

それとあわせて、整備が完了した後、その施設をどのように利活用していくのか、地域活性化のためにどのように集客等の計画をするのかというのを、全体的な整備計画と併せてつくっていくというのが10ヶ年計画でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。具体的にありがとうございます。

これをやはり今年度中にやつていただきまして、見ていただいたとおり、時間がたてばたつほど傷みもひどくなつ

ていくのかなというのはもう目に見えておりますので、是非計画策定は期待したいと思いますので、お忙しい中と思
いますが、よろしくお願ひいたします。

続きまして、要旨の②に移ります。タイ捨流の文化財指定は可能かということであります。

タイ捨流といいますと、これもまた以前一般質問もしておりますが、その後の文化財指定の動きの確認をさせて
いただきたいと思いまして、今回も通告をさせていただいております。

本町は、剣豪とフルーツの里とうたい、世にPRをしておるところでございますが、剣豪といえば丸目蔵人、丸目蔵
人といえばタイ捨流というように、本町はもとより国内、今では世界各国に門徒を抱えるまでになっておるところで
ございます。

そして、ときには、私もお会いしましたけども、海外から来日をされ、タイ捨流の聖地でもある丸目蔵人さんの墓
前で稽古をされたり、伝承者の方々と交流を重ねておられます。

本町においても、タイ捨流は、伝統もあり、歴史的また文化的にも重要なものではないかと考えておるところでご
ざいます。

そこで質問をいたします。タイ捨流の文化財指定について可能かどうか、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

タイ捨流の文化財指定については、昨年6月の議会でも御質問いただいております。議員からの質問の後、文化財
保護委員と協議したところ、古武道としてタイ捨流剣法保持者本人を指定した経緯はあるものの、無形文化財として
の指定となると、再度の調査が必要であるということでした。

タイ捨流の基礎資料や指南書など目録資料が残されているのか、現在の剣法伝承者の作法はその資料どおりに伝わ
っているのかなど確認する必要があり、丸目家で保存されている遺品の資料を再度確認させていただいて、学術的に
も指定に値するか、文化財保護委員と審議した上で決定することとなります。

また、錦町文化財保護条例では、第1条、目的に、町の区域内に存するもののうち町にとって重要なものを指定し
て、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するものというふうに定めております
ので、まずは活動拠点、現在は八代市にございますので、その拠点を錦町に移行されることが重要となります。それ
が整った上で審議になるかと思われます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。私も、一応、文化財保護条例も確認しましたところ、まず第1番目に、町の区
域内に存するものというところで条文でちょっと引っかかるのかなとは察しております。

また、今、課長の答弁によりますと、まずもってここをクリアしないと、スタートラインに立てないのかなという
ようなことでございます。

一応、ここの文化財として指定されるかどうかというのは、まず拠点を移していただくというのが、まずの大前提
ということになろうかと思いますが、そこはタイ捨流の方々も文化財指定を御希望されていらっしゃるので、その辺
についてはこちらからも投げかけをして、是非本町のほうに移していただきたいというようなことは伝えたい
と私も思います。

やはり条例を変更することはできませんので、今回の場合は。なので、あくまでも条例に沿った動きでやっていた
だきたいなというのが、私の気持ちでもありますし、私もやっぱり文化財指定を前向きにやっていただきたいなと思

っていますので、そこは御理解をいただきたいなと思います。

また、指定となると再度の調査が必要となるということですけど、そういった資料等につきましては、前回も丸目家のほうで保存されているということだったのですが、その資料を丸目さんの方に見せていただきたいということをこちらから依頼すると、可能性としてはあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

ただ今の御質問に関しましては、丸目家の遺産の開示のことだとは思います。

これまでにも、今現在、文化財の保護委員であられる委員の方は拝見されたことがございます。したがいまして、今後においても、丸目家に依頼をすれば拝見させていただくことは可能ではないかというふうに思います。

あわせまして、丸目家の相続人の方も、その遺品の管理に関してやはり心配をされている節もありますので、その辺に關しても今後協議をさせていただければというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。そういった資料、遺品等の確認をさせていただけるようであれば、是非、町で責任を持って保管・展示等もしていただければなと思います。私も、機会があれば、そういった貴重な資料を見せていただきたいなという個人でも思っております。

よろしければ、町で保管場所を提供できたらなと思うんですけれども、本来であれば図書館建て替えとかそういったことをやって、そして専門コーナーを設けながら展示するのが一番いいのかとは思いますが、こないだもちょっと課長と2人でお話しさせていただきましたけれども、もし管理をさせていただけるならミュージアムの一角をお借りして、丸目蔵人さんの遺品それから資料等を展示ができる、集客にもつながるんじゃないかというようなことをお話ししておりますが、この件について町長はいかがでしょうか。新しい建物を建てなくてもよいんじゃないかなと思うんですけど、今のミュージアムの一角を借りて、丸目先生の遺品それから資料等の公開をできないかということですが、町長、この件についていかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

教育課長の答弁もございましたが、非常にやっぱり厳しいというか、厳しい問題、課題があるようでございます。ここはしっかりと協議をしながら進めていくことが肝心と思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。このタイ捨流の文化財指定に関しては、拠点を移していただくこと、それから資料等、指南書等に基づいたしっかりと伝承がなされていること等が条件になるのかなと思います。この辺は、やはり私どもも今の演舞等しか見ていませんので、そのとおりなのかなというのはちょっと分かりませんけども、それを確認するためにも、是非町からも丸目さんの方に働きかけていただいて、文化財保護委員の方々も一緒になって協議をしていただければと思います。

そして、できれば、町としてタイ捨流を文化財指定していただいて、世界各国に本町の宣伝もしていただければなと思います。

ちなみに、夏目友人帳も人吉球磨聖地になっておりますし、たしか8月に一武八幡宮でタイ捨流の演舞稽古が予定

されているということですので、町としても場所の提供もされることながら、少しでも応援していただければなとそのように思う次第であります。是非、文化的価値もあると思いますので、文化財指定のほうに向けて御検討をよろしくお願ひいたします。

続きまして、桑原家住宅付近をタイ捨流の方々が活動の拠点としたいと意向がおありのようですので、その管理を任せることは可能かどうかということにつきまして、質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

桑原家住宅の管理に関しては、これまで元所有者の方にお願いしておりましたが、今年度から地元13分館の御理解を得て、管理業務をお願いすることとなりました。一番近くにおられる地域の方々のお力添えをいただけることは、管理者として非常にありがとうございます。

管理者の指定に関しては、教育委員会として苦慮しておりますので、質問議員からありましたそのような御意向があるのであれば、大変ありがとうございます。

しかし、桑原家住宅周辺を活動拠点としたいとのことに関して、タイ捨流の宗家をはじめ龍泉館の館長など、現段階で当方に対してそのような御意向を伺ったことはございません。現在、八代市を拠点として海外の門徒を含め多くの方々が来場されているようですが、その拠点を移すことが可能なのか、移す意向があるのかさえ把握できておりませんので、そのような御意向があるのであれば、十分協議した上で管理業務も含め検討することになると思われます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。私も、どのような形で拠点管理をしていきたいのかというのも重要だと考えております。普通の会社であれば、事業計画等の提出を求めたりとかして、行政側も提出して、それを確認して、それから協議をされていくだろうと思いますので、その旨のことは私のほうからも伝えたいと思います。

ただ、そのようにして管理を是非させていただきたいという意向を、やっぱり熱を感じないといけないので、それに関しては、先ほど課長が申されたとおり私も同感でございますので、伝えたいと思います。

まとめます。最後には、今回、桑原家とタイ捨流と質問事項で上げさせていただきましたけれども、是非この文化財指定、それから改修も成し遂げていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問事項の2に移ります。質問事項の2については、幸野溝の農業用水について伺います。

幸野溝につきましては、私の耳には、用水が不足しているというように、常々以前から耕作者の方の声が届いておりますけれども、この件について行政側のほうについては、こういった声が届いているのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

中球磨土地改良区の管理下となる新幸野溝については、市房ダムを水源とした幸野溝を経て、旧岡原村で分岐され、そこから新幸野溝になり、西の永野地区まで12.4キロ続きます。最大取水量は、毎秒1.4トンとのことですが、用水が不足しているとのお話は直接農家の方から伺ったことはございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。我々のほうで止まっているのかどうか分かりませんが、実際の話、不足してい

るという声はやっぱり聞かれます。

私も四ノ井手で米作っていますけど、四ノ井手さえ時期によっては水が来ないときも実はあります、そのときは上流で一遍に水を使われた場合には四ノ井手でもなかなか厳しい。ただ、朝来なくとも夕方から来始めるというのはありますので、その点に比べれば幸野溝よりも大分違うと思います。

一応、水土里ネット中球磨の概要からいきますと、先ほど言われたとおり、最大取水量は毎秒1.4トン。當農状況につきましては、範囲に関しては、西方は錦町の西永野までと、永野大鶴までとなっておりますけれども、やはり當農状況からいきますと、こう書いてありますと、下流地区では水不足の影響もあり、水稻でなく、飼料作物、永年作物、落葉果樹等になっているとなります。このパンフレットにも水不足の影響もあるとちょっと書いてあるものですから、となると、こちらのほうも水不足というのは把握されているのかなと、これで裏づけられてしまうような感じがしたわけです。

そういうことも踏まえますと、我々には水不足が届いているということがあるので、役場とか行政側にも届いているのかなと思いましたが、届いていないということなので、でも耕作者の声は届いていないことが多いです。

実際、幸野溝から取水される田んぼを見ますと、結構早めに作付されています。聞いたら早めに作付しないと水が来ないと言われるので、やはり耕作者の方の声は、これはしっかりとはっきりしたものだとそう思う次第であります。パンフレットも書いてあるものだけに、やっぱりこれはしっかりととして受け止めないといけないのかなという気はします。

それで、実は、幸野溝も平成9年から平成16年にかけて水路等の改修が行われました。これは全て完了しているのか、それとも岡原からの分岐点の新幸野溝も含めて改修工事が全て終わったのかどうか、これについて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

お調べいたしましたところ、平成9年から平成16年にかけて改修が行われておきましたが、主に幸野溝において実施されているようで、新幸野溝は、放水ゲート3基と一武地区の一部分について漏水工事がなされていた状況です。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。ありがとうございます。ということは、一部分だけ新幸野溝は工事がされたということで、全部じゃないということで、ちょっと残念な部分があります。

ここで、実は、堤尻のため池をちょっと耕作者の方と見てまいりました。このため池につきましては、耕作者の方が、このため池の水は使えないのかということでしたので、一緒に見に行ったところ、こちら2枚ぐらいありました。ここがため池で、手前側から上がっていいくと、こういうふうに水がたまっておりまして、右側が水が落ちていくところになります。上のほうにハンドルが2つついていまして、回すと水が出たり止まったりとするようなところですけど。

耕作者の方は、ここを見て、やっぱり不足気味のときにここの水は使えんとかなというふうな話をされたので、質問の要旨の③に移ります。この堤尻ため池の目的は、それから農業用水として利用できるのかについて伺います。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

堤尻ため池につきましては、事業の申請書類等残っておりますが、館報によれば、昭和50年7月の補正予算に

て、志戸内堤工事という名目で予算化されておりました。町は、昭和48年、49年に2年続けて大雨もしくは台風により被災しているよう、あわせて災害復旧工事も同50年に予算化されておりましたので、防災対策として設置されたものだと推察いたします。

その後、平成8年から4年間かけて大がかりな改修が行われて現在に至っており、防災工事の際、特例措置のある防災重点農業用ため池に令和2年に指定を受けました。ため池の水は新幸野溝と接続しておりますので、ため池の放水ゲートの操作管理は中球磨土地改良区と委託契約をしており、必要に応じ開放されておりますが、ため池に流入してくる水は山水と雨水のみであるため、ため池の水は用水として有効活用できるほど潤沢ではないのが実情です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 見た目以上に潤沢ではないということでしたけど、ここで防災重点農業用ため池という言葉が出てきましたが、この防災重点農業用ため池について教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

防災重点農業用ため池とは、周辺地域の住宅の立地状況や貯水量等の停滞の規模、ハザードマップなどへの記載の有無などから指定を受けるもので、補修工事などで国庫補助を利用することができます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。ということは、この堤尻は補修をしないといけないというときは国庫補助が受けれるため池ということでおろしいですか。

今、返答いただきましたけれども、用水にはつながっているけれども、ここの水だけではちょっと潤沢ではないということでした。

実際、ここがどうやってつながっているかというのも耕作者の方と回ってみたんですけど、なかなか複雑で途中までしか分かりませんでしたが、使えるということは、これはもう使えますという回答は私でもできるのかなと思います。

ただ、これだけでは潤沢ではないということであれば、じゃあどうするかという話になるわけとして、やはり水が足りないならばどうするかとなると、漏水が認められるようであれば漏水工事をしないといけない。じゃあ水源が足りなければどうするかということになっているんですが。

実は、昨日の夕方の地元新聞には、幸野溝の記事が出ています。限られる農業用水大切にという形でなっていますが、幸野溝ですから、岡原村から向こう、上のほうでは、受益面積96ヘクタールの農地へ、揚げ水を行っていると、2日に1回。水が足りないから湯前町、多良木町の付近でもポンプアップして、水は供給しているということがありました。ずっと読んでいきますと、ポンプアップが日程よりも早かったとか、下流まで水が届いていないと、用水路をせき止めて自分のとこにだけ水を充てていたとか、そういう声もちゃんと載っているんですけど、こういうことを上流で行うと、当然、下流域には水は、来ません。やはり上流の方は、下流の方も思いながらも、ちゃんとした水の使い方をしていかないと、当然下流のほうに回ってこないというのが現状であります。

この堤尻ももう潤沢ではないということであれば、じゃあどうするかということになりますと、やはり永続的に用水確保するために新規にため池を建設できないかということをお尋ねしたいと思いますが、これについてお答えをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

ため池の効能としては、大雨後の一過性なものであり、永続的な対策には不向きであると考えられます。また、相当な費用を要し、あわせて用地の取得などハードルが高く、現状では大変厳しいものとなっております。

中球磨土地改良区の話によれば、分岐点である旧岡原村では必要水量は確保できているとのことで、管水路のどこかで漏水が発生しているのではとのことであります。

現在、農村地域防災減災事業、いわゆる石綿管の撤去工事及び新たに埋設する送水管工事を令和9年度採択に向けて、事業主体である中球磨土地改良区と進めております。農村地域防災減災事業は、受益者の負担はございませんが、事業費の15%を町は負担金として支出する必要がありますが、この事業において漏水が解消できれば必然的に用水が増えるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。農村地域防災減災事業ということではありますけども、受益者の負担がないということは非常に大きい事業でありますので、これはもう是非期待しております。

そして、また、安定的に用水が届くようであれば、これに越したことではない。是非、耕作者の皆さんのためにやつていただきたいと思います。

今回、幸野溝の件について、水が不足しているという声は届いていますかということをお尋ねしましたけれども、町長のほうには耳に入ったこととかございませんか。実際作られている方はやっぱりそのように言っておられますので、そういった声が今回この議会において届けられればと思いましたので、質問をさせていただいたところであります。

それでは、続きまして、質問の事項3、上下水道料金の見直しが検討されていることについて伺います。

要旨の①令和8年度に計画されている料金の見直しについて、審議会、検討会等の設置はについて質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

水道及び下水道料金の見直しについては、錦町水道事業運営審議会条例、錦町下水道事業運営審議会条例でそれぞれ調査審議をすることとなっておりまして、今回の料金見直しについても審議会の中で審議いただく予定です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。条例ということではありますが、それぞれの審議委員の方々の人数をちょっと教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

審議会の委員数ですが、水道事業については、錦町水道事業運営審議会条例の第3条において、審議会は10人以内で組織し、その委員は学識経験者及び住民のうちから町長が委嘱すると定めてあり、10人以内となっております。

また、下水道事業については、錦町下水道事業運営審議会条例の第3条において、審議会は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。1号、識見者、2号、受益者代表、3号、その他と定めてあり

まして、11人以内となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今、審議会を開催するということで、審議いただくということで、そしてまたそれぞれの審議委員の方々の具体的な人数も御回答をいただきました。

設置して検討していくのかということをお尋ねしたいんですが、前回も料金体系が変わりまして、今の現在の料金になっておりますが、この料金につきましても、審議会、検討会でしっかりと審議をされるということでよろしいんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えします。

上下水道の料金の見直しについては、前回、令和3年1月に、錦町水道及び下水道事業運営審議会において、現行料金の礎となる料金体系の答申が行われました。その後、料金改定に伴う錦町給水条例、錦町下水道条例、錦町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、それぞれ令和3年3月の第1回錦町議会定例会にて承認いただいた後、令和3年10月から料金改定を行っております。

令和3年1月の審議会の答申では、今回答申した料金体系においても運営状況は厳しいことが予想されるため、3年から4年おきに十分な検討を行い、安定した運営ができるよう、水道料金改定及び下水道料金の改定の必要性について住民に分かりやすく説明し、また時期については、豪雨災害やコロナ禍の影響の中で住民に負担を強いることになるため、住民の理解を得られるよう努めてくださいと答申されました。

前回の料金改定から4年目となります本年度に、水道、下水道の料金見直しについては、審議会にて検討する場を設けたいと考えております。審議会では、豪雨災害の影響、コロナ禍の影響は小さくなつたものの、近年の物価上昇、光熱費の高騰などを踏まえつつ、現在の経営状況等を加味し、安定した運営ができるよう十分検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。そうですね、審議会でも言わされたとおり、やっぱり住民の理解を得られるよう努力ということは非常に大事なことであると思いますので、今回審議される場合も十分慎重に検討されたいなと思いますが、今後、予想される人口減少それから世帯数の減少等で料金の上昇等の可能性はあるのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えします。

まず、人口減少についてですが、人口減少については、確かに料金上昇の一因となるかと思います。水を使用する人が少なければ使用する量も減るかもしれませんので、使用量による収入が減って、今よりもっと経費を貯えない状況になれば、料金を上げるという可能性もございます。

また、世帯数の減少については、民間賃貸住宅や戸建て住宅が増えまして、世帯数も一時的に増えているものの、将来的には減少することも予想されます。一概に、世帯数の減少により料金上昇に直結するとは限りませんが、1世帯当たりの人数で使用水量が異なりますので、世帯数が減少しても1家庭当たりの使用水量が多ければ収入が見込まれ、高齢者、単身などの使用水量が少なければあまり収入が見込めず、その場合、料金を上げる可能性もございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。減少だけじゃなくて使用量にも関わるということですけど、私も、最近、台所に立つことがありますて、当然、洗い物、それから料理等もたまにやりますけども、最近、水の音で量が分かるようになってきまして、ここまで敏感になるのかなと思います。

やはり使う側とすると、料金を抑えたいわけです。家庭では、払う人と使う人は別の場合が多いわけです。払う側からすると、音に敏感になって、使い過ぎじゃないかなと、言いたくても言えないところもありますけどやっぱり気になるところではあります。なので、蛇口に今度は節水と札を立てようかなと、家でもそういうふうにしたいなと思いましたけど、使用量でも料金が上がる下がると言わされたら、音も気にしないようにしなければならないのかなという気はします。でも、本当、台所に立つと水の音でも分かるようになりますので、皆さん、是非台所に立ってください。

それでは、最後に、水の量が音で分かるとなれば、ちょっともう神経質かもしれませんけども、最後に伺います。値上げ幅はどのくらいになるかというのが、一番気になるところであります。日本全国見渡しますと、政令都市でも30%、40%くらい、平気で上げないと事業が成り立たないというような記事や、それから新聞報道、テレビ報道とかもありますので、かなり大きな値上げ幅になるんだなと思っております。

今回、本町も値上げの検討、料金改定の検討がということでありますんで、一番使用する側とすれば気になるところであります。この件について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えします。

値上げ幅についてですが、どのくらい上がるのかは判断できない状況です。料金は、これまでの事業運営状況や将来の維持費、施設更新の費用などを考慮、検討して設定することになると思いますが、料金の見直し、料金を上げないといけない理由が、現在或いは将来、安定した事業運営ができなくなるためでございます。水道事業、下水道事業のいずれにしても、施設の維持管理費、施設の更新などの支出を収入で賄えなくなる場合、それに応じて料金を上げる必要がございます。その際の料金の上げ幅等につきましては、各審議会にて十分に検討し、答申いただく予定でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。審議会でも検討されるということですけど、こういったインフラにお金がかかるというのは、やはり慎重に検討して表に出していただきたいと思います。やはり払える人とやっとで払える人といらっしゃると思いますので、そういう方々も考慮しながら検討していただきたいとそのように思います。

それでは最後に、町民へのこの料金改定の件につきましてどのように周知を図られるのか、これについて具体的にお答えを頂きたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えします。

質問要旨の1で、各事業の運営審議会を開き検討するとお答えいたしましたが、今後のスケジュールとしましては、予定ではありますが、10月上旬くらいまでに審議会での検討を重ねる予定としております。その間、9月に一度議員の皆様へ検討内容を報告させていただきたいと考えております。十分に検討がなされ、10月末頃までに審議会か

らの答申を頂きましたら、答申を踏まえた料金改定案について、11月には議員の皆様に料金改定の内容を事前に説明させていただきたいと思います。その後、12月議会において、料金を改定する旨の条例改正についてお諮りしたいと考えております。

町民への周知については、議会での承認後となりますので、令和8年4月からの料金改定を行う場合は、周知の期間は12月末から3月までの間と考えております。

周知の方法についてですが、広報にしきやあいねっと放送、ライフビジョン、町のホームページ等もございますが、そのほか回覧ではなくお知らせを全戸に配布したり、納付書払いの方については料金改定についてのお知らせを入れるなど、また、住民説明会を開く等いろいろな方法があるかと思います。前回の審議会の答申では、住民生活や企業活動に大きく影響を与えることから、料金引上げの必要性について分かりやすく説明し、住民の理解を得られるよう努めてくださいとありますので、単に料金改定のお知らせにとどまらず、住民の理解を得られるよう、多くの住民に広く周知できる最適な方法で周知を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。前回、周知方法についても十分でなかったという声も町民の方からお聞きしております。今回は是非丁寧な説明をお願いしたいとそのように思います。

最後に、今回は脳梗塞を防止するための寝方をちょっと伝授して終わりたいと思います。

脳梗塞を防止するためにはどのように寝たらいいか。枕を低くして寝ることだそうです。

以上で、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで10分ほど休憩します。休憩後は午後2時30分から開議します。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 皆さん、こんにちは。5番議員の吉田眞二です。ただ今議長の許可を頂きましたので、令和7年第2回錦町議会定例会の一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、また足元の悪い中に傍聴を頂き、ありがとうございます。今回は3つの質問事項として、まず初めに、災害復旧と防災について、2つ目に、地域を守り支えるについて、3つ目に、町民の安心安全についてを質問させていただきます。

物価高騰の中で米の価格、特に消費者米価に注目が集まっていると思います。個人的には、生産者米価にも注目していただきたいというような思いもあります。今まさに秋の収穫に向けた田植作業の真っただ中だと思います。特に機械操作に注意していただき、また苗運搬、そして苗の補充作業をされる方も、雨で足元が悪いので転倒等に注意していただき、作業を進めていただきたいと思います。

また、6月より労働者を雇用する全ての企業で熱中症対策が義務化され、重篤化を防ぐ早期発見・早期対処の体制整備が求められ、農業現場も対策が求められます。特に注意が必要だと思っております。

さて、今回も地域住民の方々の御意見、御要望を基に質問席より質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） それでは早速質問に入らせていただきます。

質問事項1といたしまして、災害復旧と防災について、要旨1といたしまして、大平渓谷災害後の計画案についてお尋ねいたします。写真も出ましたので、それではお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

大平渓谷につきましては、令和2年7月の豪雨災害により、河川及び林道等が被災したため、国や県において災害復旧工事が継続的に施工されており、利用者の安全確保及び工事の円滑な実施のために、大平渓谷及び大平キャンプ場への一般の方々の立入りを制限しております。現在は、熊本県において、大平キャンプ場入口付近の治山工事が施工されている関係から、併用林道大平線が錦南部農免道路付近から通行止めとなっております。

将来の計画につきましては、国有林を管理する南部森林管理署が林道等の整備工事を検討されておりますが、その実施時期については未定とのことです。そのため、工事期間中の一般車両と工事関係車両とのトラブルや事故等を避けるため、工事が完了するまでは大平渓谷及び大平キャンプ場の利用については制限していくこととしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。写真が出ております。これは県道錦湯前線の起点側から見た看板ということです。

次の2枚目の写真、今答弁していただきましたように、併用林道大平線の南部道路のところに設置してある看板でございます。工事に伴う通行止めの看板でございますけども、私以前も、工事に入る前キャンプ場付近にはガードレールがなく、とても危険な部分もあるということでしたので、この答弁のように、工事が終了するまでは規制のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

自然の山でのキャンプが好きな方はいいと思いますが、これは真実はお伝えしていかなければならぬと思っております。それは何かといいますと、これを言ったら来る人がいなくなるんじやないかというようなこともあるかと思いますけども、真実として山ヒルがおります。あの渓谷一帯です。私も何回となく刺されたといいますか、血を吸われたことがあります。そういうこともありますので、そういう注意の喚起も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

山ヒルにつきましては、林業関係者などから生息しているという情報は聞いております。大平渓谷及び大平キャンプ場の利用再開と併せて、利用者に対し、山ヒルの被害対策に係る注意喚起についても、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。本当これマイナス面かもしれませんけども、そういう方、地域の方々も、私ども農地・水で作業するとき、よく知らぬ間に長靴を脱ぐと血だらけだった、首のところに何か大きなほくろができているというようなことも、血を吸っているんですけども、そういうこともありますので注意喚起をしていただいて、注意をしてキャンプをしていただく、或いは入山をしていただくというようなそういう注意

喚起も必要だと思っておりますので、お尋ねしたところでございます。

大平キャンプ場については、1番議員もこの後質問されますので、これくらいにしておいて、次の質問に入らせていただきます。

要旨2といたしまして、志戸内川の今後の改修計画はについてお尋ねいたします。

志戸内川ですけども、全線改修の計画はあるか、計画があればいつ頃の予定かについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

まず、全体の河川改修計画について計画はあるかということですけれども、全体の河川改修計画については現在ございませんが、道路や人家に影響がある部分などを重点的に検討し、改修を行っていきたいと考えております。

また、地域住民から要望があつております中島地区、山仁田地区においては、局所的ではございますが、緊急自然災害防止対策事業債を財源としまして、今年度、護岸整備をするための詳細設計を行い、来年度、護岸整備工事を実施する予定です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。来年度、護岸工事計画を実施するということで、全体の河川改修の計画はないということですけども、先ほどの答弁にありましたように、道路や人家に影響がある区間については検討していただきたい、住民の安心安全につながるようにやっていただきたいと思っております。

これ参考に、答弁は要りませんけども、志戸内川と小峰川、地元の人は小峰ゴウと言われるような話ですけども、ここも住民の方は非常に大雨で水かさが増すときは恐怖を感じるというようなこともありますので、これは護岸工事もなされていない山仁田のところなんですけども、先ほども言いましたように、大変恐怖を感じるということですで、ここの計画もお願いしたいというふうに思って、次の質問に入らせていただきます。

要旨3といたしまして、道の駅錦、災害時の広域拠点、防災道の駅に追加認定と報道があるが、どのような拠点となるかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

防災道の駅につきましては、都道府県の地域防災計画等で広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅について選定されるもので、今年5月に道の駅錦を含む40ヶ所が追加され、現在、全国で79ヶ所が選定されており、熊本県内では芦北町の道の駅たのうらに次ぐ2ヶ所目となっています。

防災道の駅は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊や警察等の救援活動拠点、緊急物資等の基地機能、復旧復興活動の拠点として広域的な防災拠点機能としての役割を持つことになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。今回の道の駅を含む40ヶ所が追加され、全国で49ヶ所、県内では芦北町の道の駅たのうらに次ぐ2ヶ所目の指定を受けたということは、個人的にはいいことだと思います。人吉・球磨の中心に位置しているという利点もあったのかなと思っております。災害はないほうがいいと思いますが、災害の拠点もですが、色々な拠点になることを期待して、次の質問に入らせていただきます。

災害時の拠点となった場合、道の駅は通常営業ができるのか。また、改修計画はあるかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

まず、1点目の通常営業できるのかという質問についてですが、併設している農産物等直売所施設については、特に大規模災害時の活動拠点施設として位置づけられていないため、営業されることは可能であると考えます。しかし広域的な活動拠点として道の駅の大部分が占有されることが予想されることから、通常の営業ができるかは不明ですが、仮に営業できたとしても支障が出ることは想定されます。

大規模災害時の営業に係る対応につきましては、商品の搬入・搬出の通路及び駐車場の確保など、今後、防災担当課及び関係機関、同施設の指定管理者である錦町農産物等直売所出荷協議会との協議が必要になってくると考えています。

2点目の施設の改修計画につきましては、熊本県が令和4年度に防災トイレやソーラー外灯、備蓄倉庫を設置するなどにより防災機能を強化されたことから、現在、具体的な施設の改修計画はありませんが、防災道の駅に選定されたことによって、国が防災機能の整備強化を交付金で重点的に支援していくとありますので、防災拠点として整備が必要であるということであれば、今後検討していくかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。

先ほども述べたように災害時ですので、救助活動の拠点、緊急物資等の基地機能、復旧復興活動の拠点となるので、営業できるかは不明。これは私も仕方ないことだと思います。色々なことで農産物等直売所出荷協議会が地域の災害復旧の後押しとなって、また、農産物等をPRできることを願つておるわけでございます。

答弁で施設の改修計画はないということですけども、国が防災機能の整備強化を交付金で重点的に支援するとのことでございますので、防災拠点として必要であれば検討していくとありましたので、先ほど言いましたように、指定管理であります錦町農産物等直売所出荷協議会と十分に綿密に話をさせていただいて、災害はないほうがいいんですけども、災害としてそういうときに使われる場合、十分な協議をしていただきたいと思っております。

これで、質問事項1の災害復旧と防災についてを終わりまして、2番の地域を守り支えるについてに入りたいと思います。

要旨1として、各地域に集落に祭られているお堂の修繕改修について、支援の考えはということについてお尋ねいたします。

2点についてお尋ねしたいと思います。

錦町に建立しているお堂の数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

町内のお堂の数については、正確には把握できておりませんが、町が発行しております文化財冊子の中では、県・町指定の有無にかかわらずではありますが、西地区31ヶ所、一武地区33ヶ所、木上地区27ヶ所、合計の91ヶ所となっているかと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。錦町の中で一武・西・杜、均等にあるんじゃないかな

と思っております。お堂というのは、先ほども言いましたように、均等にあるということは、昔からの宗教といいますか、地域を守るということで地域に深く関係があるんじゃないかなと思っておりますけども、その地域集落にあるお堂ですけども、この写真を見ていただければ分かるんですけども、これは私も91は調べることができませんし、写真に載せていいのかなという許可も取っておりませんので、これは私の住む地域のお堂の写真なんですけども、こういうふうに板がめくれて、ところどころ風が入ったり雨が侵入してきたりして、床板も腐っている状況でございます。こういう中において、私の地域もですけども、どうにかしないと先祖の方、或いは申し訳ないというような意見もあるんですけども、なかなか住宅も少なくなり資金面も厳しいということでございますので、老朽化が見られる地域の方々は改修と考えておられますけども、町として何か支援はないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

地域における地蔵堂等の建物については、これまで町からの支援はございません。地域の方々の御努力により維持管理がなされており、地区内で資金を準備されて改修等が行われてきたと推察しております。

今後の支援について、現在のところは考えておりません。

一方で、町の文化財保存整備費補助金交付要綱第2条では、補助の対象を国・県・町指定文化財及び同文化財を保存する上で一体となっている建物のうち、必要不可欠な部分の修繕に係る事業と定めておりますので、建物内に収めてある宝物が指定文化財であれば支援が可能となります。対象事業費の4割まで補助金が交付できることになります。

また、その建物自体が文化財としての価値がある建造方式であるかどうか、建築年度が大変古く現在まで継承されているものなど、後世に残すべき価値のある建物であった場合には、町指定の文化財として登録をし、その建物の補修修繕を行うことは可能ではないかと考えているところです。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。錦町町内に91建っているということでございます。

聞いたところによれば、御先祖様に申し訳ないので建て替えるといふ意見があるんだけど、どうしても資金が、皆さんに割り振りしてもらつて難しい、うちはできないといふ意見が多く聞かれるということでございますので、4割の支給が、もちろん文化財、そういうのに指定されればということでございますけども、厳しいようであれば、先ほどの写真の光が漏れている写真の、板を支給していただくと自分たちでやれる範囲もあるというようなこともありますので、重複するかと思うんですけども、板の現物支給というのは考えられないでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

現段階では、そういうものに対する支給制度自体は設けておりませんので、なかなか厳しいかと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。板等の現物支給も厳しいということですけども、これは私の住む地域ですけども、頑張って、そういう文化財に当てはまるような中の宝物殿といいますか、そういうのか確かめて、自分たちでできることは自分たちでやっていかなければならないのかなと思っているわけでございます。皆さんも、91あるお堂、私どもも年に1回か2回は回っているところがあります。それは東方の上のところにお参りをさせていただくようなこともあるんですけども、あそこは地域の方が頑張っておられてきれいなたほこをつくっておられるのかなと思つ

ております。お堂というのは、寺院の外にあって地域の人々の信仰の対象となっていることが多いということです。あまり各地のお堂については研究はされていないが、お堂というのは辻堂にもあらわれているように道端にあるということで、調べたところによると道端にあるということで、私も何ヶ所かを見て回ったら道端のところに建っているというのがよく見受けられるなと思っております。礼拝を目的としたものだけではなく、番所の目的もあったということでございますので、できれば今後、若い世代の方に引き継いでいくためにも、大きな文化財もそうですが、こういうあまり目立たないところにあるような、地域の人は大切な文化財というような気持ちでおりますので、こういうところ、できるならば、先ほど言いましたように現物支給ではないですけども、そういうのもできればという思いのお尋ねでございました。今後も、町内に残る91のお堂が末永く地域の方に見守られて大切にされていくことを願いまして、次の質問に入らせていただきます。

質問事項3 といたしまして、町民の安心安全についてということで質問いたします。

質問要旨の1 といたしまして、物価高騰対策で給付支援の計画はないかについてお尋ねいたします。

皆さん方も近頃よく、新聞・マスコミ等でお聞きされると思います。全ての面で値上がりをし、住民の皆さんは本当に厳しいんだというふうなお話をよく聞くわけです。以前は燃料が高いとか、色々な燃料についてのあれがあつたんですけども、冒頭言いましたように、今は米、消費者米価について、非常に生産者が申し訳ないなというような思いもするような報道がなされているわけなんですけども、値上がりしていく。この中で今回は、私もお話しする機会がありまして、お母さんだったんですけども、小学校、中学校、錦町から色々支援をしていただいていると。子どもが高校生なんです。高校生になったらちょっと支援がないということで、申し訳ないんだけどそのところを御支援はできないかというようなお話を聞いて、本當だなと思っているわけですけども、この支援ができないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田住民福祉課長。

○住民福祉課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

高校生のお子さんがいらっしゃいます保護者の負担軽減のための町独自の新たな給付支援の計画はございません。今後、今政府のほうでも検討されておりますけども、国、県の支援等の動きについて迅速に対応できるよう注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。昨日の新聞にも、国において物価高騰対策として、政党のあれなんんですけど、国民一律とか、低所得者世帯に手厚くというような話が出ているようなわけでございますので、これもどちらがいいというような話は置いておきまして、個人的には全国に一律で低所得者層に手厚くしていただけないかなというふうな思いもあります。その中で先ほど言いましたように、全国に一律、1人当たり数万円とする案が有力というのもありますし、一方で世帯所得に応じて配分する案も浮上しているということでございます。国民一律もいいんですが、低所得者層に手厚くするともいいんじゃないだろうかという議論がされているわけですので、どちらにしても物価高騰対策ですので、地域住民の方が喜ばれるものをやつていただきたいと思っております。よその町村のことを、あそこがしたからいいとか言うわけではないんですけども、県内のところでは、子ども1人当たり4,000円の商品券を配付する支援事業に3,906万円を見ている、8月中旬に配付を始めるというような報道もありますし、今日の新聞には、これ高森町ですけども、昨今の米の高騰に対して米の無償配布、子ども食堂、子育て世帯にというふうな新聞記事も載っております。言いますと、「高森町は米の不足や価格高騰への対応を求める住民の要望を受け、民間か

ら米を仕入れて、町内の子ども食堂や子育て世帯などに無償で配布する緊急支援事業を始める」というふうになっております。配付は7月上旬を予定して、今回の米価高騰を受けて自治体が現物配布方針を打ち出すのは熊本県内で初めてというふうな新聞記事が載っております。これ、一応お配りして余った米はどうするんだろうかと思ったら、余った米は学校給食で活用するというのが載っております。町の話として「新米が出回るまでの期間をしのいでもらうために、支援が必要なところに早く米を届けたい」と。こういうふうに子ども食堂或いは子育て世帯というところで米の無償配布。こういうのも、よそがやったからというわけじゃないんですけども、よそができるなら錦町もできないかなと。先ほど言いましたように高校生のところ、高校生は食べると言えば失礼に当たるかもしれないんですけども、やはり安心して食べていただきたいし、生活をしていただきたいという思いからです。これ私がよく使うんですけども、錦町でよかったです、錦町で育ってよかったです、錦町のおかげだというふうに思っていただくために、どうかこういうことも、国の支援もあるかもしれませんけども、何回も言いますけども、子ども食堂、或いは子育て世帯、それとひとり親で一生懸命育ていらっしゃるところにも計画をしていただければなと個人的には思っているわけです。この点について、町長のお考えをお尋ねできればと思っております。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 昨日も党首討論があつてありましたけれども、やはりこういう支援というのは、私は各町村、自治体でするのではなくて国、県がやはりすべきと思っております。町においてはそういう財力といいますかね、まだまだ力がございませんので、こういうのは先ほど言いましたように、国、県においてしっかりとすると、その要望を今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。本当に、今言いましたように国がやることですけども、プラスアルファで、先ほども言いましたように、この町でよかったです、錦町でよかったですと子どもさん方に思っていただけるように、そしてまた、ひとり親で頑張っておられるところが本当に錦町でよかったですと言われるような、国がやつたらプラスアルファで、そういうのも難しいというような御意見ですけども、できるならばそういうのも考えていただけたら個人的にはうれしいなと思っております。難しい財政的にも厳しい中でございますけども、よろしくお願いしますということで、次の質問に入らせていただきます。

要旨2をいたしまして、町道水堀中島線の凹凸に不安があると住民の声があります。補修の予定はについてお尋ねいたします。写真をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） お答えいたします。

質問がありました箇所については、現地を確認してまいりました。該当の箇所は、道路の舗装面にへこみがございまして、雨天時には水たまりができる状況でしたので、既決予算内であれば今年度、舗装面のへこみに対し補修工事を行いたいと思っております。

補修の方法については、オーバーレイとか切削オーバーレイとか、工法が色々ございますが、検討しまして最適な工法で施工したいと思っております。

また、補修工事を行う際には通行規制を行いますので、近隣の皆様、通行される方、通行の際に御迷惑をおかけすると思いますが、御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。現地を確認していただいたということで、大変ありがとうございます。この写真を見ていただいたら分かるように、両方にくぼみがあるわけでございます。この件については、数年前に一回お尋ねをしておるわけでございますけども、そのときも、いつになったらやつていただけるのかなというような御意見もありまして、これは本当担当課にお尋ねしたらいいんですけども、是非一般質問で取り上げてもらえないかということ取り上げたわけでございます。ちょっと見にくいくらいんですけども、上り下りといいますか、上下にくぼみが出て、昨今の陥没事故で通っているときに陥没したらという恐怖もあるということでございますので、補修工事を行っていただくということですので、地域住民の方は、施工していただいた後は安心して通つていただけるんじゃないだろうかと思っております。

これが手前のほうを写した写真なんんですけども、本当にぼこっとへこんで、どういうふうなことでへこんでいるのか分からんんですけども、正直言って町内たくさんあると思います。もっと危険なところからというのはあるんですけども、私もお尋ねのところにたくさんこういうのがあるので、順番じゃないんですけども、危険度が高いところからやつていただけるんじゃないでしょうかというようなお話をしているわけですけども、もしもこういうところで事故が起きたら大変なことになりますので、施工いただくということでございますので、安心して通行できるようにお願いしたいと思っております。

これは先ほどの反対側の写真んですけども、これ、私も農業をやっているわけなんんですけども、写真を見ていただいて、左手のほうには農地が広がっております。これ水たまりができて、農作物ができたら球磨弁でシャブチといいますか、水がかかったらちょっとこう農作物にも影響があるというふうに考えますので、何回も言いますけども、施工していただける予定ということですので、地区の住民の方も安心していただけると思っておりますので、よろしくお願いしておきます。それでは、次の要旨3についてに入りたいと思います。

要旨3、2025年6月から熱中症対策が義務化されたということでございます。労働安全規則が改正され、事業者は熱中症予防のため、原則付きで義務化、これは農業者も含むということでございます。周知と罰則についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 簿田健康増進課長。

○健康増進課長（簿田 俊哉君） お答えいたします。

厚生労働省より、労働者への熱中症対策を義務づける労働安全衛生規則の改正が、令和7年4月15日に公布され、同年6月1日に施行されました。

内容は、職場における熱中症対策の強化です。

趣旨は、早期発見のための体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、関係作業者への周知の3点です。これは、作業内容に応じて暑さ指数が基準値として設けられており、その基準値を超えるときには、事業主は従業員に対し熱中症予防対策を取らなければなりません。

暑さ指数については、環境省の熱中症予防サイトにて、前日の午後2時と午後5時、当日の午前5時に発表されますので、参考にし作業に取り組んでいただくことになります。

熱中症に関する情報としては、町では熊本県内全ての観測地にて暑さ指数が35度の基準値を超えるときは、熱中症特別警戒アラートを発表し、暑さ等により極めて重大な健康被害のおそれがあるので、あいねっと放送等により、町民に対し発表すると同時に、クーリングシェルターの開放をいたします。

なお、労働者への熱中症対策を義務づける労働安全衛生規則の罰則等については、事業主に対し、6か月以下の懲

役または50万円以下の罰金に処されます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。ただ今の答弁の中にクーリングシェルターという言葉が出てきました。どのような施設で、町内どこに何ヶ所あるのか教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 築田健康増進課長。

○健康増進課長（築田 俊哉君） お答えいたします。

クーリングシェルターとは、適当な冷房設備が備わっていること、熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、クーリングシェルターを必要としている方々に開放できること、利用者が滞在するために必要かつ適切な空間が確保できていることの3点が必須となっております。

なお、設置箇所については、町内に5ヶ所設けています。錦町役場1階ロビーに10名、錦町保健センター待合室に10名、ひみつ基地ミュージアム多目的ホールに150名、錦町温泉センターに200名、イオン錦店フードコートに200名が利用できます。

なお、クーリングシェルターには飲食物等の準備はしておりませんので、必要な方については御持参をお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 真二君） 5番。ありがとうございます。町内に5ヶ所ということでございます。今言われましたように、これ利用しないならしないほうがいいんですけども、昨今のこの気温の上昇というのは体に異常をきたすぐらいの高温になることがありますので、こういうクーリングシェルター等を有効に使っていただいて、命を守っていただきたいと思っております。

これは、農業も同じです。農業者も含むとなっております。農業新聞に、熱中症対策が義務化され、熱中症の重篤化を防ぐ早期発見・早期対処の体制整備を求めるもので、誤って事故が起きた場合は罰則が科される可能性があるということでございます。炎天下での田畠や暑いハウスなど、熱中症リスクの高い農業現場でも対象になるということでございますので、私ども農家としては、朝早くと夕方やらなければならないのかなとも思っておりますし、一人で作業せずに複数人で相手のことも思いやるというのも入っておりますので、非常に考えさせられる熱中症対策ではないかなと思っておるわけでございます。

企業には熱中症のおそれがある人を見つけたときの報告体制整備、重篤化を防ぐ手順の作成、それらの労働者への周知が求められるということでございます。報告体制は作業場所ごとに担当者が連絡先を決める必要があるということを決められておるわけでございます。気温31度以上で連続1時間以上または1日4時間超の作業をさせる場合、農業では外作業の多くが該当すると想定される。対策として小まめな休憩と水分補給、複数人での体調確認し合いながらの作業というふうにしてあるんですけども、先ほども言いましたように、なかなかこう一人で作業というのも、時にはあるということですので、なかなか厳しいなと思っているんですけども、これに違反すると罰則があるということですので、罰則にならないようにやっていかなければならぬし、熱中症にならないためにもこの方策はちゃんと守っていかなければならぬのかなと思っておるわけでございます。

現場における熱中症の重篤化を防止するため、体制整備、手順の作成、関係者への周知が事業者に義務づけられていると考えております。錦町も野外に出ての作業をさせる職員もおられると思います。全町的な対応が必要と考えま

す。これから本格的に暑くなっていますので、一人での作業は極力避けていただき、複数人で声をかけ合いながら作業を行い、万が一、体調不良者が発生したら速やかに対処するように日頃から確認をお願いしたいと思っております。

大体、今回の一般質問に通告しておりますことをお尋ねしたわけでございます。色々お願い事だけで大変申し訳なく思っておるわけでございますけども、先ほども言いましたように、要は私が思うところは、町民の方が錦町でよかったです、錦町に住んでよかったです、本当に錦町でよかったですんだと思っていただけるような、ということでお願いだったということでございます。今回も町民からの要望等を基に質問したわけでございます。色々と調査をしていただき、ありがとうございました。梅雨に入り、職員の皆様は、警報等で災害待機をされることと思われますけども、体調に留意をされ、町民の皆さんのが安心安全に暮らせるように、今後とも頑張っていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで10分ほど休憩します。休憩後は午後3時25分から開議します。

午後3時15分休憩

午後3時25分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

1番、谷口一也議員の一般質問を許可します。1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 皆様、こんにちは。ただ今議長より許可を頂きましたので、令和7年度6月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

本日は喉の調子が悪くて、皆様にはお聞き苦しいところが多々あると思いますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

5月例年よりも降水量が多くて、イタリアンの集草、それから麦の収穫などそれぞれの作業をされた方は大変御苦労されたことだと思います。今年から錦町でも対応していただきます収入保険の支援を活用いただいて、リスクに対応していただければと思っております。

それでは、質問席より、本日通告しました質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。それではまず、質問事項1の地域計画農地利用の目標地図の町としての評価についてを質問させていただきますけども、本日の質問事項の4点のうち3点がほかの議員さんと重なる部分がありますけれども、それだけ興味といいますか、重要な事項だと思っておりますので、その点御了承いただければと思います。

昨年も質問させていただきましたけれども、令和7年3月までに作成されることになっておりました地域計画、目標地図ですが、作成された地域計画、目標地図をホームページで公開していただいております。私もダウンロードして、印刷して今手元にありますけれども、西地区、一武地区は中山間地指定がありますけども、木上地区はありません。それぞれ地区ごとにまとめられておりますけれども、地区ごとの課題、町としてはどのように評価されているのかをお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

共通した課題としては、3地区とも担い手の減少や、これ以上作付面積を増やすことができない状況にあります。6番議員の一般質問に対する回答でも触れましたが、今後を見据えた補助整備等を行う上で、所有者の土地への愛着や農地ごとの土質が異なること、賃借料がそれぞれ異なることなどの問題を解決していく必要があります。あえて地区ごとの課題とすれば、極端に後継者が少ない耕種農業があることが挙げられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） ありがとうございました。先ほど6番議員の質問でもありましたけれども、この地域計画・目標地図作成を受けて、新聞等の報道でも色々報道されております。10年後には農地の6割で耕作者が不在となる可能性があるという、そういう内容ですけれども、やはりこれは目標地図、地域計画、農家というよりもやっぱり自治体や国や県やらの現状把握について非常に大事なことだったのではないかと思っております。今、回答いただきましたけれども、私の実感として、所有者の人たちの土地の愛着とか、先祖から受け継いだから農地を守ろうと。近年薄くなってきたように感じます。担い手への集積集約がこれから先少しありやすくなるのではないかと考えます。

賃借料についてですけども、確かにそれぞればらばらで、やっぱり集約集積を行っていく上で足かせとなる部分がありますけれども、その流れでたばこが小作料を上げているとか話をされますけれども、たばこ農家も高い小作料を払いたいとは思っておりません。

我が家の話をさせていただいて恐縮ですけども、たばこを9ヶ所の土地に作っておりますけれども、孤立している作付地は1ヶ所で、あとは2枚継ぎとか3枚継ぎの集約化を今進めておりまして、非常に効率が上がっておりまます。

担い手への集積は避けられません。そのため地域計画でも言及されているとおり、耕作者同士の耕作地の交換、集約を進めるべきだと考えますが、以前指摘を受けたことがあるんですが、中間管理機構を通して借りていても、AさんがBさんのを借りて、CさんがDさんのを借りてというときに、Dさんがもしも経営転換協力金、これをもらっていたら返還義務が生じるかもしれないよというふうに教えていただいたことがあるんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

経営転換協力金は、経営転換をされる農業者や離農される農業者、農地の相続人で農業経営をされない方が農地中間管理機構を通じて貸し付ける場合に交付されるのですが、交付を受けられた方の土地を別の方と交換されたとしても、農地中間管理機構を通しての貸し借りであれば協力金を返還する必要はございません。返還対象となるのは、自宅を建てるとか、太陽光などの建設のために貸借を解消する場合で、その面積分を返還する必要がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） ありがとうございました。農地としての利用ならば返還義務は生じないということで、これから先色々な計画をやっていく上では本当に良かったというふうに感じております。

実は、我が家ことで恐縮ですけれども、1ヶ所交換して作っておりまして、おかげで3枚続けての30アールということで非常に便利になっておりまして、当然貸していただける方の了解の下ですけれども。

それから、こういった地域計画を目標を進めていく上で、やっぱり日本の農業は雑草との戦いということで言える

部分があると思います。実は町民の方から相談がありまして、この前まであった防草シートの補助金が、受けようと思ったらもう終わっていたということで、防草シートの補助金ば復活してもらえんかなというふうに要望がありました。

それと、集約化を進めていきますと土地が並んでいきますので、その耕作者の除草の手間を省くためにも中のあぜを取り除く。できるだけ機械の大きいのが入って耕作しやすいようにする、そういう取組が必要だと考えます。錦町でも色々事業をしていただいておりますけれども、小さいこれ向けこれ向けというような事業ではなくて、汎用性のある、使い勝手があつてメニューがあるというような感じの事業というのは開設できないでしょうか。そういうことについてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

防草シートにつきましては、制度自体はまだありますので、お申込みいただけますと……、はい、お願ひいたします。

大区画化等については、大型の農業機械を効率的に利用でき、作業時間や燃料費等の生産コストの大幅な削減が見込まれ、現代農業において非常に重要な取組の一つとして認識しております。進めていく上では農地の集約・集積が必要となります。所有者の合意形成が必要となるため、農地中間管理機構や農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんと連携し、質問事項1で答弁いたしましたような課題を解決しながら推進していく必要があるかと思います。場合によっては農道の拡張なども必要になってくるかと思いますが、工事費はもとより、用地買収等も含め多額の費用が発生することから、国に支援を求めるながら計画的に進めていかなければならないと思っております。

また、今月2日には、自民党から政府に対しまして、農業の生産性の向上のために今後5年間で事業規模2兆5,000億円の対策を求める緊急決議の提出がなされておりまして、その内容は農地の集約化が柱だと言われておりますので、今後国の動向を注視する必要があります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。防草シートはあるということで、大変申し訳ございませんでした。相談された町民の方にはそのようにお伝えしたいと思っております。

それから、今、回答いただきましたけれども、本当に機械が大型化になりますて、出入口から出入りができるにくいということで、私たちの所属する農地・水・環境保全では昨年そういった要望を取りまして、農地への出入口をコンクリートを広げて出入りがしやすいように農地・水の事業で対応したところでした。ただ今2兆5,000億円の決議提出というのは私も伺っておりますけれども、国の支援は、私これまでずっと感じてきましたけれども、絵に描いた餅です。本当実際こんなメニューがありますって説明を受けて、じゃあいざそれを使おうと思ってもなかなかその対象に該当しないとか、非常に歯がゆい思いを今までしてきました。私は勉強があんまり好きではありませんでしたので、高校を卒業してから、18歳で家の農業のほうに入りました、もう何十年たちましたけれども、いろんな催し物に行くと、各来賓の方が「厳しい農業情勢で」と枕言葉のようにおっしゃいます。18歳の時からずっと今まで聞いてきたように私は感じます。当然農業が非常によかれば後継者もたくさん残って、それに後ろ側にある集落、農村がもっと活発で衰退していなかつたというふうに感じております。その2兆5,000億円の予算も、対策も、実際農家の役に立つようになればいいなと考えております。地域計画、目標地図ができましたけれども、この農地行政に一番近い農業委員会としては、この目標地図に合わせたいろんな活動の予定はあるのか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 直樹君） お答えします。

目標地図につきましては、地域計画の中で将来の地域農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図になり、令和6年12月から令和7年1月にかけて行いましたアンケートを基に、10年後の耕作者を色分けし、令和6年度に作成をしております。

この目標地図は、町のホームページにおいて公表しております。

今後の活動につきましては、これから錦町の農業を考えたときに、農用地の集積・集約化は必要になってまいりますので、目標地図を使った協議の場を設け、作り手が作りやすい農用地の集積・集約化に向けて活動をしていきたいと思っております。

錦町全部を一気にということはできませんので、モデル地区をつくりながら進めていければと考えております。

10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図のブラッシュアップに向けて話し合いを続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。色々計画されているということで、一遍にはできないから少しずつモデル地区を設定してやっていくと。昨年の質問のときにも回答していただきましたけれども、人を集めるのがなかなか難しいということでお聞きしました。確かに集落寄っていただいて、10年後はどうしましょうと。当然70代の方やら寄っていただいたときそういう話をして、本当に気持ちが入って話し合いができるというか、そういう内容ではないなと感じます。以前、農家の方とこれからの農地の在り方について色々話を伺ったときに、そういう会議に人が集まって、さあどうしましょうかということで地図を広げてもなかなかまとまっていかないよねと。その方は、例えば農業委員会とかで集積集約の色分けの地図を作っていただいて、この案ではどうでしょうかと提示していただくほうが農家にとってはやりやすいんじゃないですかねっていうふうに話を伺いました。感じていることですけれども、農振地域でも担い手が借りたがらない、非常に厳しい状態が今からやってくるのかなというふうに思いますけれども、農機具のほうも高くなりまして、この間来られた機械の営業さんが、「谷口さん、もう4条刈りのコンバインは1,000万円以下はありませんからね」というふうにおっしゃいました、今度はまた1,000万円、トラクターに1,000万円、田植機に500万円、そういう機械が必要なのかなと本当に考える次第です。

続きまして、質問事項2番に移らせていただきます。

美化作業のボランティアグループの活動の支援についてを質問しますが、以前、町民の方より、国道近くの花壇を除草したり花の苗を植えたりしようということで、グループで計画して、花の苗ぐらい支援してもらえないかと役場に相談に行ったら支援してもらえなかったとお話を聞きました。非常に気にかけておりましたけれども、先日、議員研修の一つとして地域力創造に関する総務省のライブ放送を拝聴しまして、それを拝聴していたらその中に指定地域共同活動団体制度が紹介されておりました。説明の資料の中に美化作業とか、そういう内容もありまして、この指定地域共同活動団体制度でそういう公園だとか、現在行われておりますツクシイバラとか、支援でもできるのではないかというふうに考えたわけです。

まずは、この指定地域共同活動団体制度というのはどういったものなのか、確認のため教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

指定地域共同活動団体制度は、令和6年6月の地方自治法一部改正により創設された制度で、地域的な共同活動を行う団体が市町村に申請し、指定地域共同活動団体として指定され、市町村が条例で定める特定地域共同活動を実施することに対し、資金の助成や情報提供など、市町村から支援を受けることができる制度です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） ありがとうございました。私単純に、資料の中で美化作業が載っていたものだから、これでっていうふうに感じたんですけども、これ令和6年に開設されたということで、これは実際に美化作業などのボランティアにも活用できるものなのでしょうか。お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

支援の対象となる特定地域共同活動につきましては、地域の環境美化活動も想定されておりますので、質問された内容についても可能であると考えます。しかし、先ほども御説明しましたが、特定地域共同活動の内容につきましては、市町村の条例で定める必要があります。しかし本町においては現在、条例を制定しておりませんので、制度の導入、運用に当たって必要となる条例等の整備が今後必要となってまいります。また、実施団体においても、町から指定地域共同活動団体として指定されるためには、その団体の目的、名称、主としてその活動を行う区域、その他の総務省令で定める事項等を内容とする定款、規約等を定める必要があり、その団体の組織化についても関係者との合意形成が必要になると考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。錦町ではまだ制定されていないということで、私も気軽に考えていたところがまた勉強しまして、活動団体の透明性の確保に議会も一定の役割を担うことが義務づけられているというふうに資料に書いてありました。これはボランティア活動だけではなくてNPO法人とか、いろんなまちづくりの活動をする団体に対して支援するということだろうと思いますけれども、今、町に色々なお願いをされますけれども、住民の方側もやっぱり住んでいるまちづくりを自分たちができる範囲で取り組むというのは本当に大事なことだと考えます。是非この指定地域共同活動団体制度を錦町でも整備していただいて、いろんな事業も再編できるのではないかなどというふうに考えますけれども、していただきたいと要望いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、質問事項3に移らせていただきます。

入退団式後、消防団の方々と色々お話ををする機会がありまして、私は、消防団には昔入っておりましたけれども、現在の消防団の活動内容については知りませんので、色々話を伺ったり調べたりしましたけれども、現在、消防団員の年報酬は3万6,500円が適当であると通達がなされていると知りました。しかしながら色々調べてみると、熊本県下でも報酬から共済保険相当額を差し引いて支払っている自治体があつたり、報酬額の差が色々あって、そもそも口座振込となっているところを口座振込にされていなかつたりとばらばらだと知りました。調べたときに一番びっくりしたのが、入団すると報酬の振込口座の口座をつくらされて通帳と印鑑を幹部が預かると、そういう自治体もあるそうです。色々ばらばらですけれども、地方交付税にそれぞれ色がついているわけではありませんけれども、消防団関連の交付金は自治体での裁量に全て任せられているのか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

地方交付税の使い道につきましては、各団体の裁量となっております。消防に係る普通交付税による措置額は、令和6年度におきましては2億5,287万4,000円となっておりまして、これは消防署、消防組合に係する常備消防費と消防団に係する非常備消防費との合算額となっております。

常備消防に係る消防組合への負担金につきましては、地方交付税措置額を基本に算定しますので、交付税で措置されている額と消防組合負担額はほぼ同額となっている状況です。

また、消防に係る令和6年度の最終予算につきましては、2億5,520万6,000円となっておりまして、非常備消防についても交付税措置額とほぼ同額、またそれ以上の予算を確保している状況となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。消防に係る地方交付税についての説明、ありがとうございました。これも先ほどの防草シートと同じですけれども、私も調査が不足しております、消防団から、大変運営が苦しいということで、それならば、詰所について公民館と同程度に支援をすべきではないかと質問の要旨に書かせていただきました。消防団員の方へのお話と私の勘違いがありまして、質問は取り下げるべきでしたけれども、この際きちんと説明を受けたいと思います。詰所について公民館と同程度に支援すべきではないかについてお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

まず、消防団に係る団員報酬等が分団への支給から個人への支給となりまして、各部の運営に影響が出ているとの声がありましたので、昨年度、各詰所における維持管理経費の調査を行ったところです。

まず、水道料金につきまして、町水道に關しましては全て免除している状態であります。そのほかの維持経費、電気料等がメインになりますけれども、これらの費用につきましては、結果的には現在支給しております分団運営費、一部当たり4万円となりますけれども、その範囲でおおむね貯えている金額となっている状態でした。しかしながら運営費につきましては、各地域の歴史的背景もありまして、各分団各部ごとに様々な取扱いが行われておりますので、各部ごとに大きく状況に違いがでております。

一方、消防団活動に關しましては、平常時には地域コミュニティの核としての役割も期待されているところでありますので、その充実強化が強く望まれるところでもありますので、今後も幹部との協議を続けながら消防団活動を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。きちんと町としては対応していただいているということで、本当にありがとうございます。今ありました消防団活動が平常時には地域コミュニティの核として役割を持っているというのは本当に私も同意するところであります。やっぱり地元に若い人たちがいて、顔が見えて、そういう活動が見えるというのは非常に心強いものがあります。

それから、分団運営費、1部当たり4万円支援をしていただいているということですけれども、私が事前に調べたほかの町村では3万円と、錦町は1万円高いということで本当にありがとうございます。

しかしながら消防団の方に話を伺いますと、非常に運営が厳しいと。住民の方からの支援金、消火器の詰め替えの収益があっても毎年20万円ずつ残高が減っていくということで、今年から私が住んでいる地元の消防団では、団員からお金を徴収するというふうになっているようであります。

それから、支援のほうはまた後で質問されるようですので省きますけれども、私が調べた中では、町内で消防団を盛り上げようということで、町内の飲食店で消防団員が飲食したら割引を受けられるとか、そういう町村があつたので御紹介しておきたいと思います。

回答がありましたとおり、幹部の方との協議を続けながら支援をお願いしたいと思います。

ちょっと喉も痛いので時間を（　）しますので。

続きまして、質問事項4の大平キャンプ場の再開の予定についてですけれども、先ほど質問をされましたけれども、私はこういう体をしておりますけれども、山の頂上に登っておにぎりを食べるのが大好きです。人吉球磨、G o o g l e マップのシフトキーを押しながらマウスでこうすると3次元になりますけれども、人吉球磨は本当に山ですよね。ではその人吉球磨は何がアピールできるのか、何がセールスポイントなのかといったときに、やはりこの自然だと思います。よく白髪岳の山に登りますけれども、雪が積もったときに、この間2月の24日登りましたけれども、雪が積もっていても二十何名かの方が山に登りに来られていました。その後、近くの方がまた登り直しに行かれたときは、ゴールデンウイークの前でしたけれども、50名超えた方が登りに来られておりました。白髪岳は本当に今非常にいいスポットになっております。そのうちの8割ぐらいは球磨郡、人吉以外の方がこっちに来られて、山に登られて、帰りに錦町じゃなくてあさぎりの温泉に入られて、ラーメンを食べて帰られると。できれば、山に登られた後こっち側に来ていただいて、ピザを食べていただいて、ラーメンも食べていただいて帰っていただきたいなというふうに思っているところでございますけれども、そういう自然というのがやっぱりセールスポイントだと思います。先ほど昼があるから今度って言われたんですけれども、大平キャンプ場は非常にプロといいますか、上級者の方が好んで来られる野営場で、当然、民間のキャンプ場をされておられる方もありますので利用していただきたいんですけども、何もないのがやっぱり魅力なところあります。是非私としては、閉鎖にならずに再開への道を進んでいただきたいと考えますけれども、重なると思いますけれども、再開予定について質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 中村企画観光課長。

○企画観光課長（中村 裕二君） お答えいたします。

先ほどの5番議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、大平キャンプ場につきましては、令和2年7月の豪雨災害により、河川及び林道等が被災したため、国や県において災害復旧工事が継続的に施工されております。利用者の安全確保及び工事の円滑な実施のため、キャンプ場の利用を現在休止しております。現在は大平キャンプ場の入口付近の治山工事が施工されていることから、併用林道大平線が通行止めとなっております。工事期間は今年12月まで予定されておりますが、その後も国有林を管理する南部森林管理署が林道等の整備工事を検討されておりますので、一般車両と工事関係車両とのトラブルや事故等を避けるためにも、工事が完了するまで大平キャンプ場の利用については休止したいと考えております。再開につきましても、現在のところ未定でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。ホームページにもきちんと「ただ今閉鎖中です」ということで書かれてありますて、早く再開しないかなと思っております。キャンプブームは終わったといいますけれども、終わってよかったですなと思っております。本当に好きな人だけが楽しめるときがやってきたというふうに感じております。

これで質問は一応終わりましたけれども、時間が余りましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口一也議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第2回錦町議会定例会3日目の会議を散会します。

午後4時01分散会

令和7年 第2回 錦町議会定例会議録 (第3号)					
招集年月日	令和7年 6月10日		招集の場所	錦町議会議場	
開閉会日時及び宣告		開議 閉会	令和7年 6月13日 令和7年 6月13日		午前10時00分 午前11時39分
出席及び欠席議員		議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
出席議員	12名	1	出 谷口一也	10	出 金山民幸
欠席議員	0名	2	〃 丸小野聖一	11	〃 高田孝徳
		3	〃 梶原誠二	12	〃 荒川孝一
凡例		4	〃 早田和彦		
出	出席	5	〃 吉田眞二		
欠	欠席	6	〃 石松まゆ子		
公欠	公務欠席	7	〃 竹田農利人		
		8	〃 岡田武志		
		9	〃 池田秀晴		
会議録署名議員	3		梶原誠二	4	早田和彦
職務のため議場に出席した者の職、氏名	議会事務局長 襟田和也				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町長	森本完一	住民福祉課長	吉田誠二	農林振興課長	東貴志
副町長	深水英雄	保険政策課長	大森光春	地域整備課長	高山拓二
総務課長	有瀬耕二	健康増進課長	簗田俊哉	農業委員会事務局長	山本直樹
教育長	毎床三喜男	税務課長	岩尾和文	教育振興課長	尾方良一
会計管理者	上野陽一	企画観光課長	中村裕二		
議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第54号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第55号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第56号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第57号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第58号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第67号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約について
- 追加日程第3 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について
専第7号 和解及び損害賠償額の決定について
- 追加日程第4 報告第5号 令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第54号 令和7年度錦町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第55号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第56号 令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第57号 令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第58号 令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 追加日程第1 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第67号 町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約について
- 追加日程第3 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について
専第7号 和解及び損害賠償額の決定について
- 追加日程第4 報告第5号 令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出について
-

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第2回錦町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、10番、金山民幸議員、8番、岡田武志議員の予定です。

10番、金山民幸議員の一般質問を許可します。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 皆さん、おはようございます。10番議員の金山民幸です。議長の許可がありましたので、令和7年第2回議会定例会一般質問を行います。

今回の質問は、質問事項、高齢者等の買物支援について。質問要旨1、買物支援としての乗合、高齢者タクシー事業及び買い物モン号の状況について、質問要旨2、同事業に対して停留所、運行日程の要望と課題について、質問要旨3、高齢者タクシー料金助成対象者に免許返納者は追加できないかについて、質問要旨4、町の買物困窮者は約3割となっているが、今後の支援対策についてであります。

現在、本町の65歳以上の人口は約34%の3,500人となっており、今まで家族はじめ地域、そして町の発展に尽力されてこられた方々であります。町では、老いても安心して暮らせるまちづくりを推進し、高齢者に寄り添った介護総合相談事業をはじめ、13項目の福祉サービスを実施し、広報誌でも周知されておるところです。

高齢者の世帯構成や健康状態、或いは交通事情等、それぞれの状況は違いますが、日頃の買物や医療、金融機関、或いは役場での手続等に困窮されておられる方々がおられるわけで、その中で、生活用品等の買物については、近くの子どもさんや知人等の協力により確保されておられる方がおられます、そのほかの買物困窮者に対しましての町の支援施策の状況と、今後の支援について質問します。

あとは質問席から行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。まず質問要旨1、買物支援としての乗り合い、そして高齢者タクシー事業及び買い物モン号の状況について、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 乗合タクシーの状況について、お答えいたします。

乗合タクシーにつきましては、曜日ごとに運行エリアを定め、九つの停留所を設置し、往復それぞれ三つの便で運行しております。利用の流れとしましては、運行時間の1時間前までに予約をしていただき、自宅までタクシーが迎えに来て、目的地近くの停留所までお送りし、再度停留所から自宅までお送りする流れとなっておりますが、運賃は片道200円で、小学生以下、身体障がい者手帳の交付を受けている方、運転免許証返納者、80歳以上の方は片道150円となっており、年間延べ3,200人程度、1月に延べ300人弱の方に利用いただいております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） 高齢者タクシー料金助成事業の状況について、お答えいたします。

本事業は、65歳以上の方、自家用車を所有していない世帯の方、町民税非課税世帯に属する方、町税等の滞納がない世帯の方、この四つの全てに該当する方に、7月1日から翌年6月30日までの1年間で、500円のタクシー券24枚を助成しております。令和6年度は、141名の方が申請を行い、助成総額169万2,000円のうち122万5,500円、72.4%の利用がございます。

次に、買い物モン号の状況について、お答えいたします。

買い物モン号につきましては、町内業者の移動販売車1台で、週に5日、町内を3コースに分けて、それぞれの販売

箇所に、週1から2回の移動販売をしていただいております。1日の移動販売箇所は15ヶ所程度で、1月に延べ600名の方に利用いただいております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ただ今、それぞれの事業につきまして、答弁がありました。乗合タクシーにつきましては、簡単に申しますと、停留所を九つ設置し、利用者が月に延べ200人弱の年間3,200人程度で、高齢者タクシーについては141人の申請があり、若干の増減はあると思いますが、また、買い物号については1日の販売箇所が15ヶ所で、利用者が月に延べ600人あったという答弁内容から、買物等に結構利用されているものと推測するところです。

次に、質問要旨2、ただ今答弁ありました事業に対しまして、利用者からの停留所、運行日等の要望と課題についてですが、利用者からどのような要望があり、またどのような課題があるか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

乗合タクシーにつきましては、昨年度アンケートを取っておりまして、その中で利用者の方からの回答結果を幾つか申し上げますと、利用目的は医療・福祉関係が最も多く、その次に買物という状況で、運行日・運行時刻については現在のままでよいという回答が最も多くございました。

また、停留所につきましても今までよいという回答が最も多かったところですが、アンケート結果を基に地域公共交通会議で御審議いただき、医療・買物が主な利用状況という利用者の実態を考慮して、停留所につきましては、町内の病院・小売店を中心にこれまでの9ヶ所から24ヶ所に増やし、運行時刻につきましても、行き帰りそれぞれ1便を追加することを予定しております。会議の中では、産交バスさん、中央タクシーさんも委員として参加いただき、御理解を得た上で、今後、タクシー業者から運輸局への届出の手続が完了次第、スタートすることとしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） 買いモン号につきましては、事業開始当初、平成28年は各公民館を中心に移動しながらの販売でスタートしましたが、現在は利用者の要望、例えば公民館に行くのが難しいなどを聞きしながら改善を行い、現在の移動販売箇所にたどり着いておりますので、今後も要望に応える形で事業を継続していただきたいと考えております。現在の移動販売箇所につきましては、40ヶ所のうち公民館が9ヶ所、個人宅が31ヶ所となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。乗合タクシーにつきましては、アンケートの結果、停留所や運行時刻等についての要望はなかったということですが、民間のバス及びタクシー会社も参加しての町の地域公共交通会議において、利用の実態からこれまでの停留所を9ヶ所から24ヶ所と大幅に増やし、運行時刻を1便追加の予定をしているとのことで、今後、運輸局の手続が完了次第、実施の予定ということと、買い物号につきましては、利用者の販売箇所の要望を聞きながら改善を行い、事業の継続をしていただいているという答弁でございました。

乗合タクシーにつきましては、以前からイオン敷地内への設置要望があつておったと思いましたが、民間バス路線

との絡みがあり、実現できなかった状況だったというふうに私は記憶しているわけですが、今回、この増設の予定の中にあるか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

イオン敷地内につきましても、今回追加予定の停留所の中に入つておりますが、イオン様にも承諾を頂いたところです。産交バス様にも併せて承諾を頂いております。実際に運行されておりますタクシー業者さんからの声を聞きますと、買物から帰る際、荷物をたくさん持つた状態で停留所まで行くのは困難という声を頂きましたので、今回、小売店舗につきましても大きく停留所を増やしたところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。今答弁ましたが、実は私も時々買物に出かけるわけですが、杖を携えながら重い買物袋を下げて、やっとで歩いておられる姿を見かけることがあります。その姿を見ると同時に、明日の自分を重ねてみることもあるわけでございます。ただ今、停留所のイオン敷地内の設置については、今回予定に入っているということで、本当に良かったなというところでございます。

また先日、全員協議会で、そのほか13ヶ所ですか、含めて4ヶ所かの国道、県道沿いの店舗や医院等が具体的に説明があり、先ほどお話がありましたように、運輸局の手続が完了次第、実施されるということですので、早期にできますよう努力をお願いしておきます。また運行経費は現在約680万円だと思いますが、このことに伴い、運行増に伴い経費の増は見込まれますが、利便性や安心感を与えるという効果等は大変大きなものがあるのではないかと思っております。

次に、質問要旨3、高齢者タクシー料金助成対象者に免許証返納者は追加できないかについてですが、近年、高齢者によりますブレーキやアクセルの踏み違い等による交通事故等が発生していることは、皆様も御承知のとおりであります。高齢者による交通安全確保のための免許証返納者が、人吉警察署管内5市町村で年間180人前後あると聞いております。返納により、当然買物等に支障を來す状況も考えられることから、返納者も乗り合いタクシー同様に高齢者タクシー料金助成対象者要件に該当させてはと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

高齢者タクシー助成事業につきましては、助成対象者が、先ほどお答えしました4項目全てに該当する方への助成事業となります。特に町民税非課税世帯に属する方でなければ、町民税課税世帯に属することとなりますので、制度の趣旨からして慎重に検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。高齢者タクシー助成制度の要件であります町民税等の関係の趣旨から、慎重な検討が必要であるということは、私も当然と言いますが、そのように理解しますが、交通事故防止等の観点や返納者の数、そして年間の助成額から該当させてはと考えるところです。再度、検討されることを要望しておきます。

次に、質問要旨4、町の買い物困窮者は約3割となっているが、今後の支援対策についてですが、先に2月ぐらいでしたか、熊日新聞に県内における高齢者の買物困難者の状況が報道されており、農林水産省の推計では、本町の買物困難者人口は約3割ということでした。ちなみに、買物困難者とは、65歳以上で居住地から食料品店舗まで

500メートル以上離れ、かつ自動車が利用困難者のことということですが、その買物困難者に対して熊日の買物支援策のアンケートが本町にもあったかと思いますが、本町は実施していると回答されていることだと思いますが、県内では支援実施は34市町村、検討中は6市町村、未実施が5市町村ということでした。

今後、増加が見込まれます買物困難者の利便向上のために、現制度を含め、どのような支援対策を考えておられるか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

乗合タクシーにつきましては、今回の停留所の増により大きく利便性が図られるものと感じているところです。今後につきましても、引き続き利用者の声を聞きながら改善に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 大森保険政策課長。

○保険政策課長（大森 光春君） お答えいたします。

買いモン号につきましては、平成27年度の車両購入時に、国の地域活性化・地域住民生活等支援交付金400万円を活用して、平成28年度から事業を継続していただいております。事業として採算が取れ、利用者の御要望に応える形で継続していくことができるよう、今後も地域包括支援センターが買物困難者への社会資源の一つとして紹介していきたいと考えております。

また同様に、錦町商工会が事業主体で、買物困難者のために買物を代行するにしきしあわせネットあったか便についても、周知・紹介を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。それぞれタクシー事業のことにつきましては、利用者の要望を聞きながら支援に努めるということですが、特に買いモン号による買物支援については、継続のために事業者に対して年数が相当たっておりますので、何らかの支援を考えなければならないのではないかと思っております。

最後に、町長、買物困難者支援の考えについて、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

初日でございましたが、議案第54号において乗合タクシー事業として補正額138万5,000円を計上しているところでございます。内容につきましては説明をしておりますので、省略いたしますが、今回、乗合タクシー停留所9ヶ所でございましたけれども、その補正を使いまして24ヶ所に増やしました。1日の便数も増やすということに予定しておりますので、利便性が、私は相当増すんではないかなど考えております。

今後、買いモン号と乗合タクシーの状況を見ながら、高齢者の方が買物等に困らないように対策といいますか、施策を講じてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ありがとうございました。この放送を高齢者の方も聞いておられることと思いますので、喜んでおられるんではないかと思っております。今後、買物困難者の支援充実のために、よろしくお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 岡田議員にお聞きいたします。質問開始予定時間が15分ほど早まりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） ここで5分ほど休憩します。休憩後は午前10時25分から始めます。

午前10時21分休憩

午前10時25分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き会議します。

8番、岡田武志議員の一般質問を許可します。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 皆さん、こんにちは。8番議員の岡田武志です。ただ今、議長のお許しが出ましたので、これより令和7年6月定例会の一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、御挨拶を申し上げたいと思います。今年の梅雨入りは例年より早く、今のところ大きな災害はありませんが、これから雨の降り方に十分な注意が必要と考えます。私自身も、議会の終了後に田植えを予定しておりますので、頑張って植えていきたいと思っております。

今、令和の米騒動で、新聞、テレビ、ネット等で大きく、毎日報じられております。エンゲル係数という言葉があります。家計の消費支出に占める食料費の割合を占めた指標であります。これが今過去最高に指標が上がっておるというふうに報じられております。原因としては、高齢化、年金生活者が増えたということ、また所得の伸び悩みや食料の物価上昇、これは円安によるものだと言われております。

2024年、28.3%、これは1981年以来、43年ぶりの高水準だと言われております。アメリカは16%、ドイツは18%、先進国G7の中では断トツに1位ということになっております。これが高いからどうだ、低いからどうだということは一概には言えないんですけども、日本が抱える問題としては、我々が毎日食べているもの多くが外国からの輸入に頼っている、これが大きな問題であると考えます。

その中で、唯一安定供給してきた米が、この状態であります。米の生産者がいて、消費者がいます。今回の米騒動によって、日本の生産者、消費者、その間を取り持つ流通業者、色々な問題点が見えてきたのではないでしょうか。ある意味、色々な面で危機管理が甘かったとしか言えないと思います。私たち国民は、安心・安全、安定とは何かというのを、これからも注視していきたいと思います。

それでは質問事項の1として、地域防災の要である錦町消防団の現状について、質問要旨の2として、農業用水路、排水路の維持管理の現状について、質問事項の3、西小学校体育館前の駐車場について。

以下は質問席より行います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。質問事項の1、地域防災の要である錦町消防団の現状について。質問の要旨① 団員の確保が難しい状況にあるが、町としての考えは、について質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

消防団員数につきましては、ここ数年、基本団員においては毎年10名程度の減少が続いている状態で、令和7年度においては、機能別団員を含めた団員数340人となり、条例定数の350人を初めて切った状態となっておりま

す。併せて出初め式・入退団式等の式典への出場人員も、団員数と比例して減少傾向にありますが、火災や災害、行方不明者捜索等、有事の際には、過去と遜色なく、昼夜を問わず、多くの団員に集まっている状況にあります。

定期的に開催する幹部会議の中でも、幹部の皆様は団員の声を吸い上げていただき、団員負担の軽減のための式典や年末警戒等の在り方について、活発な意見やアイデアが出され、実行しながら改革に取り組んでいただいているところです。人口の減少と共に、消防団員の適齢者も減少していく状況ですので、団員確保はさらに難しい状況が予想されるところですが、活動しやすい消防団の環境を整えることによって、現役団員が長く活動することができ、新入団員の確保にもつながるかと考えますので、引き続き幹部との協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。今、課長答弁の中で団員数が340名、これ条例定数が350ということで、10人減ということになっているということですが、これ内訳としては団員機能別でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 団員の内訳についてお答えいたします。

まず1分団につきましては、機能別団員9名を含めたところで団員数41名、2分団につきましては、機能別8名を含めたところで35名、3分団につきましては、機能別13名を含めたところで53名、4分団につきましては、機能別12名を加えたところで49名、5分団につきましては、機能別10名を加えたところで34名、6分団につきましては、機能別7名を含めたところで33名、7分団につきましては、機能別10名を含めて44名、8分団につきましては、機能別14名を含めて45名、そのほか女性消防隊員が3名となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今課長の答弁の中でしたが、特に私は4分館、下大鶴地区ですので、2分団に属するわけですが、式典等を見ますと、特に2分団、5分団が少ないのではないかなどというふうに感じております。今の答弁の中で、火災や災害、行方不明者捜索等、有事の際には過去と遜色なく、昼夜を問わず、多くの団員に集まっているという答弁がありました。機能別消防団も各地区におられて、私は大鶴地区の2分団3部となります、2分団3部には機能別はありません。

今感じているのは、実際私の大鶴地区消防団の2分団3部を見ますと、活動団員は七、八名だと思うんですよね。その中で、地元に残っている団員というのは一、二名じゃないかななど。私の息子も消防団員に所属しておりますが、職場も人吉市でありますし、色々現場とかに行きますので、なかなか地元にはいないと。夜だったらおるかもしれません。そういう形で初動ですね、火災が起きた場合に、例えば大鶴地区で火災が発生したと。そのときに大鶴地区の消防団員がいち早く出動できて、積載車で活動できるかというときに、少し疑問が沸いてくるわけです。

積載車も今年から新しく更新をして、オートマ車に順次入れ替えていくということで、これは大変ありがたいと思っておりますが、現実的に消防団員の最終的な人数で何人程度いれば、この積載車って運営できるんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

積載車を稼働させる、ポンプを稼働させる人数と言いましたら、操法大会で言われるときに4名ほどいれば大丈夫かと思いますけれども、通常の車の点検であったり、定期的な試運転と言いますか、そういうことを考えると、地元

における方が、少なくともやはり5名程度はいていただいて、月に何回かは乗っていただくということが必要なのかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 私も消防団におりましたが、その当時は十四、五名おりましたので、当時も自営業を入れると、地元に半分は残っているかいないかぐらいだったんですよね。ですから、火事があっても四、五人は集まって、積載車は稼働できたという状態だったんですが、今の状態を見ますと、大鶴地区の単体だけの消防団部では、なかなか積載車が稼働できないじゃないかとちょっと不安視をしております。

そういうた半面で、私も機能別は入らないといけないのかなと、今地元で、先輩方といいますか、同じ50代、機能別消防団が何歳までかというのよく分かりませんけれども、優秀な方で、大鶴地区の機能別消防団が要るのではないかと、この頃よく話をしております。これは各分団、部によって状況は違いますので、その中のいろんな情報といいますか、現状を拾い上げて、それに合った対応をしていただければなというふうに思っております。

それでは質問の要旨の2、各分団、部によって団員数の格差があるように思うが、対応策はということで、質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

議員が言われましたように、部によっては10人に満たない団員の部も見られている状況です。部の統合などの再編につきましては、分団からの要望があればすぐにでも取り掛かれる状況は作っておりますが、団員の意思によって少ない人数でもやっていきたいとの声がある以上は、町から強制的に再編を進めることはできないかなと思っております。幹部会議の中でも話題になることがあります、将来を見据えて方面隊制の導入など、消防団組織自体の再編の検討も必要になってくるかと思いますので、いずれにしても、引き続き幹部との協議を進めていくことが必要かと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の答弁の中で、部によっては10人に満たない部があると聞いております。当然、強制的に再編を進めるとか、そういうことを申しているわけではなくて、やはり現状に合った、その地区に合った消防団の最良な活動ができるような、そういう状態を作っていくことが一番大事ではないかなというふうに考えております。

今、消防団員が340名ということで、これは昭和30年には200万人の消防団がおったということです。平成2年に100万人、今現在2024年に74万7,000人が消防団に所属されているということになっております。この中で、錦町にも女性団員が誕生しまして、少数精銳ではありますが、大変よく入っていただいたなと思っております。やはり女性と男性では体力面とかいろんな面があって、女性に向いている、男性に向いているのはあるのではなかろうかなと思いますので、女性団員は女性団員に向いた活動をしていただければ、本当にありがたいなと考えております。

ここでは情報として、錦町は女性団員が3名、多良木町が5名、あさぎり町が22名、相良村が12名、山江村が16名、五木村が5名、湯前町が8名、人吉市が11名、球磨村が20名、水上村がゼロと、こういった形でありますので、私としては、できれば今の状態で3名では、お一人お一人にかかる負担がちょっと大きいのではない

かなというふうに考えますので、若干名の増員が必要ではないかと思っております。

この質問の中で、積載車が今度はオートマ車に変わるということですが、何日か前の朝のラジオの中で、これからはオートマ免許とミッション免許はなくなり、全部オートマ免許になると。その中で、オートマ免許の中でミッションのマニュアルの講習の時間を設けると、それが4時間ぐらいだというふうに改正されていくという情報が流れております。そういう形で、世の中がどんどん変化していくんだなと感じております。

私からは、消防団員に対して提言ではないんですが、例えばラッパ隊に対する女性団員、前も申したと思いますが、現在、吹奏楽であるとかプラス部とか見ますと、圧倒的に女性が多いわけで、男性のトランペットを吹いた経験があるという方も、今の消防団員はほぼいないんですよね。初心者から始めるというよりも、やはり経験をしたことがある女性の方が入っていただければなというふうに考えております。また団員の確保の問題ですが、この今団員の確保というのは、誰がどのような形でやっているのかということをお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

各地区それぞれ方法があるかと思いますけれども、私が聞いたことある、知っている範囲で言いますと、消防団員が直接勧誘に行ったり、ある地区によっては、その地区の消防員さんが分館長さんや主事さんたちと一緒に勧誘に行ったりしているというところがあって、一律ではないような状態であると思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 団員の確保が非常に難しい状況にあるということなので、ただ錦町は球磨郡の中でも人口減少も非常に緩やかであり、若い人たちがいないという町ではございません。この間の球技大会においても、若い人たちのいろんな躍動する姿を見ると、若い人たちがこんなにいるんだなと感じたところであります。

ですから、私がこの連霸といいますか、これを通じて言いたいのは、昔と比べて確かに若い人たちの数は少のうございます。ただ消防団に入る資格を持った人は、かなりの数がおられると思うんですよね。そうした中で、勧誘した団員に聞いたときに残念だったのは、例えばうちの孫は分からんばいとか、うちの子は忙しかもんと言って、本人が断るのではなくて、親であったり、おじいちゃん、おばあちゃんが、いわゆるお孫さんであったり、我が子のことをちょっと心配して、そのようなことで断られると、そういう家庭もあると聞いております。

でも実際は、私の息子も言っておりますが、仕事もみんな違うし、年も違うけど、いろんな情報交換ができる、非常に消防団はためになる、楽しい。点検とかも喜んで行っておりますので、良いのかなと思いながら、自分たちの頃の消防団活動と比べると、今の消防団活動というのは、自分たちも結構楽しかったんですけど、まだ良くなっているんじゃないかなと思いますので、是非とも、かわいい孫、かわいいお子さんのためにも、やはり社会に出て、いろんな人と交わることがこれから生きるために非常に必要ですので、本当に可愛ければこそ、大事だからこそ、消防団活動には従事していただきたいと思っております。

そしてまた私の考えとしては、錦町消防団というのは錦町民全員が、私たち所属していると思っているんですよね、消防団には。ただ消防団員として活動しているのは340名の方なんですけども、皆さんのがいろんな形で消防団の中に入っているんだよという、地域防災であったり、関わっているんだよということを、町民の皆様には御理解いただきたいなと思っております。

最後に、この消防団についての今の町長の見解はどのようにお考えかをお聞きしたいんですが、よろしいですか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 見解ということでございますけれども、先ほど来、人口の減少、その中でもその地域に活動していただく方の減少というのは、本当に顕著でございます。しかしながら、将来のこの日本の人口を考えたときに、やはり減っていくということでございますので、その対応についてはしっかりと対応していく、これは町民と皆さんの理解を得ながら進めていくということでございますので、今後につきましても、そのような方向の中で、みんなで理解し合うということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） この消防団は、新しく4月から小田団長の下に組織されまして、新しい団長に変わられました。前任の牟田団長は同級生でありまして、一緒に消防団活動をした中であります。新しい年下の世代が、新しく錦町の消防団を背負っていくということに、期待と激励を込めての私の一般質問であります。質問事項の1に関しては、これで終わりたいと思います。

続きまして、質問事項の2、農業用水路、排水路の維持管理の現状について。質問の要旨として、用水路、排水路は大雨時の重要な排水路の役目を果たしているが、農家の減少や高齢化によって年々管理が難しい状況にある。町としての考えはについて、質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

農家戸数の減少、農業従事者の高齢化が進み、農業生産基盤となる農業用施設の適正な維持管理は、全国的に見ても年々困難となっている状況にあると思われます。令和2年6月定例会の一般質問にて、同様の質問を頂いておりますが、答弁の内容に大きな変化はございません。

平成19年度から、農地・水環境保全向上対策が実施され、現在は多面的機能支払交付金事業として、非農家と一体となった保全管理に対する支援が行われているところです。令和2年から5年が経過しておりますので、当時の状況の変化といしましては、農地・水の28工区における共同活動の構成員についてお調べしましたところ、令和6年度は5,028人で、令和2年度と比較して120名ほど増えております。

その大半は非農業者の増加によるもので、離農された元農家分が含まれているのかもしれません、地域が一体となつた取組が少しずつ浸透しているのかなと感じているところです。また、一般の方で作業が難しい場所や、危険を伴う場所については、無理のないように早めに地元建設業者さん等への業務委託を利用するのも、一つの手法だと考えております。

昨年改正されました食糧農業農村基本法においても、第44条に農地の保全に資する共同活動の促進として、多面的機能支払事業における共同活動での非農家の参加の促進、第46条においては農と福祉の農福連携を推進していくことが記載されておりますので、今後、長期的な計画の中では、このような事業も視野に取り組んでいく必要があると思われます。

また、昨日の1番議員への答弁でも述べました、自民党から政府に対して提出された、今後5年間で事業規模2兆5,000億円の対策を求める緊急決議において、こういったものに対応するメニューが盛り込まれていれば心強いなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の課長の答弁の中で、年々困難になっている状況にあるという答弁がありました。

また令和2年6月に私も一般質問をしておりまして、5年前のことではありますが、その中の答弁の内容は、変化はございませんという答弁でございましたので、そのときの答弁をもう一度していただければありがたいと思いますが。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

当時の答弁書を述べさせていただきます。

平成19年度から農地・水環境保全向上対策が実施され、現在は多面的機能支払交付金事業として、非農家と一体となった保全管理に対する支援が行われているところです。一方、担い手への農地集積への進展により、少数の担い手が農地の大半を耕作する構造へ変わり、土地持ち非農家が増加するといった傾向が見られております。このような農業・農村構造の変化により、人的資本の減少及び協働力の低下が見込まれ、担い手の負担が増えると共に、地域コミュニティの維持や農地・水施設への保全管理といった、支援活動に支障が生じる懸念がされているところです、という答弁です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 5年も経過していると、色々な変化が生まれてきたわけです。平成19年に農地・水という制度ができまして、18年が経過しております。その中で、私が今細々と1人農業でやっておりますが、その中でもやはり溝というのが4地区あるわけです。上大鶴と下大鶴と、井手ノロと大王三条神社の4校区とあって、4ヶ所の溝さらいがあつて、少ないところに2回、多いところは3回ぐらいあるわけです。

その中でこの多面的農地・水のおかげで、大鶴地区の場合は農業者以外の参加が結構ありますので、何とか排水路の維持管理ができているのかなというふうに考えております。ただ、上大鶴地区の井手、高柱川の南部の大道路の端のすぐ下に2ヶ所取り入れ口がありますが、これがすぐ土砂で埋まって、なかなか撤去が難しくて、重機が入れば、あつという間に撤去できるんだけども、重機の搬入路がないと。例えばクレーンでユニックとかでも持ってきて、川に下ろしたいけども、そのユニックが入っていく道路が狭くて、入っていかないと。じゃあその重機を転がして、川に下ろしたいけども、川に降りていく道路というか、そういう道もないと。結果的には、人間で、人海戦術でスコップとかで出すんですけども、時間も労力もかかって、二つある井手を一つだけ出して、あと一つは埋まつたままなんですね。

こういった状況があるので、何とか重機が入れば、私もたいていのものは乗りますのでできますが、ただ機械がそこに入らないとどうしようもないんですよね。そういった支援というのは必要ではないかと。これは上大鶴地区の現状ですね。そうすると、あともう一つ、井手ノロ、西農協スタンド前の広いあそこにあるんですけども、あそこの水利というのは、一つは今の黒辺田野橋の架け替え工事がありますが、あそこから一つは取り入れ口がある。あそこも意外とすぐ埋まってしまうんだけども、あそこの場合は重機が降りられるように作ってあるので、ある程度対応ができる、埋まつても対応ができるんです。

もう一つの水利というのが、木揚の公民館の横から、今山をずっと回って、有田牧場の下を通って、守永鉄工の後ろを通って、高柱川をサイホンでくぐつくると。そういったコースがあつて、当然長いもんですから、草払い、土砂の上げ、大変な労力がかかります。それに加えて高齢化、皆さんやつとかつとこう来られるものですから、今2日かかってやりますので、そういった感じで大変なことになっております。

また、第4校区、大王神社下ですけども、あそこは皆さん御存じのとおり大きな排水路があつて、幅が2メーター、深さが1メーター、その法面を入れると3メーター以上の大きな排水路があるんですけども、そこに地域の方でシバザクラを植えて、きれいに管理されていたんですよね。それに老人会、（ ）の方の8分館の方のお力をお借りし

て、そのシバザクラを手入れしていたんですけども、だんだん高齢者も高齢化するものですから、その法面の手入れが厳しいということで、また新しい方法、完全に法面をコンクリートで塗ってしまうのか、新しく防草シートを張り直すのか、そういう形で今、地域の役員の方も大変頭を痛めておられると。

確かにいろんな農業以外の方の力が必要ではあるんですけども、実際その力というのが、例えば私は重機に乗れますよって、私は刈払機なんか得意ですよ、チェーンソーも使えますよ。そういう力があれば確かに助かりますけどね、なかなかボランティア精神というのもあれば大事なんだけども、やはりそれに使う能力といいますか、そういうものが今から必要になってくるのかなというふうに思いますので。

例えばそのような役員の方であっても、車両系、パワーショベルも3トン以下が小型車両系ですね、それ以上は普通の車両系になりますので、どんな大きなものでも乘れますけども、そういう形でいろんな免許なり講習なりがありますので、そういうことに講習をするということで、対応力が増すのかなと考えております。ですからいろんな各地区の現状の役員さん方の意見を吸い上げて、そこの地区に応じた対応策を講じていく必要があるのではないかと思っております。課長もこの4月から変わりましたので大変だと思いますが、前任の課長も、我々もおってですね、聞いて対応策を考えていってもらいたいと思っております。

以上です。

それでひとつ思ったのは、今、溝さらいも町道手入れなんかもあるんですけども、時期的に4月の後半ぐらいから5月にかけてなんですね。この時期が非常に忙しいというか、いろんな行事もありますよね。ですから、日にちがかぶらないようにずらすという工面をするんですけども、そうなると私なんかは4回になって、結局は欠席せざるを得ないという、行きたくても行けないと、そういう状態が生まれておりますので、何とかいろんな対応策をみんなで知恵を出し合っていかなければならぬと、そういう時代に来たなというふうに考えております。質問事項の2については、これで終わりたいと思います。

続きまして、質問事項の3、西小学校体育館前の駐車場について。①西小学校体育館は災害時の避難場所に指定されているが、現在、未舗装のため凹凸ができ、利用者からの要望もある。町としての考えはということで、質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

町内の小中学校は、町防災計画上の第2次、第3次避難所となっていることから、学校周辺の整備も重要になってくると考えているところです。御質問の西小学校体育館横駐車場については、これまで舗装整備等の学校からの要望や、保護者からの御意見を頂いていなかったことから、特に計画はしておりません。ただ、未舗装であることから凹凸ができやすい状況にありますので、状況を見ながら、陥没箇所の補修を行っていきたいと考えております。昨年度も、2月に陥没解消のため、2立米ほど採石を入れてならしておりますので、毎年状況を見て対応していくべきと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 私は地元の方からの強い要望があったわけですけれども、その方はお孫さんを迎えて行ったり送ったりすることで、何とかしてくださいと、前から言いよったろもんと、こういうふうに言われていたんですけども、ある保護者からは、昔から言いよつとすけれどもね、結局それが町のほうに届いていなかったということですので、そういう強い要望はありますよということを、課長にもお伝えしたい、教育長にもお伝えしたい

と思います。

実際、例えば役場の駐車場を見ますと、昔は未舗装だったんですよね。これがアスファルトになりますと、線を引くといろんな利用価値が生まれて、また駐車の線が引いてあるものですから、車の止め方もたくさん止められるわけですね。ちょっと今のこちらからもまだ舗装していない商工会館前を見ますと、やはり車が止めにくいというか、きれいに止められないものですから、みんなバラバラに止めて、前1回私もちょっとぶつけられたことがあったんですけども、そういうことも起きますので、いろんなことを考えると、やはり予算の関係もありますが、利用価値を高めるためにはそういう舗装も必要ではないかというふうに考えております。

是非とも前向きに、今、小学校もこういった雨のときには保護者の方が送ってこられるところも当然ありますので、そういったときに、今は砂利を入れてならしてある、私も現場を見てきました。ただこれがまた大雨のときに入れると、またすぐ掘れてしましますので、そういう考え方でいろんな対応をしていただきたいと思います。

質問要旨の②に移ります。各学校からいろんな要望があると思うが、町としてはどう考えているのかということで、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

町内学校の様々な要望に関しては、学校を通して教育委員会に報告、要望等がありますので、その都度状況を見ながら、優先順位を立てて取り組むようにしているところですが、要望自体が学校に伝わらないこともありますので、各学校の状況等を見ながら、臨機応変に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 私は全部の学校の内容を分かっているわけではありませんので、西小学校は、前々から教室が足りないということは指摘されております。これは現場の先生たちにもお話を伺いますと、やはり教室が欲しいというのは切実な要望だというふうに聞いております。ただ、なかなかいろんな面が対応できていないというのが現状ではあるんですけども、先ほど課長が答弁されたように、優先順位をつけてでも一つ一つ解決していくことが必要ではないかと思いますが、その点に対して、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今回の質問の中で、皆さん方からいろんな御質問を頂きました。財政調整基金のこともありますし、それを見てみると、以前に比べまして町のある程度の貯金といいますか、それも増えてきておりますので、そういうのを見ながら、そして皆さん方の御意見を聞きながらしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 最後になりましたけれども、今回、私が一般質問した中で、消防団について、農業用水や排水の確保についてとか、学校の施設の改善についてですが、言えることは、やはり地域住民のお一人お一人のお力添えといいますか、そういうのがないとなかなかもうやっていけないとかですね。御理解、消防団に対する理解、互助性といいますか、それと農業施設に対する地域住民の理解、そういうものが必ず不可欠でございますので、どうか農業者だけでなく、消防団員だけでなく、そういう問題ではありませんので、錦町の町民の皆さんのお協力を何とぞお願いしたいというふうに考えております。

時間は少々余りましたが、私の質問はこれで終わりたいと思います。

ここでお詫びします。

日程予定では、本日午後からが議案審議でしたが、10分ほど休憩し、引き続き開議し、議案審議をしたいと思いますが、御異議ありませんか。執行部もよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） それではここで10分ほど休憩します。休憩後は11時15分から開議します。

午前11時07分休憩

午前11時15分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

----- • ----- • -----

日程第2. 議案第54号

日程第3. 議案第55号

日程第4. 議案第56号

日程第5. 議案第57号

日程第6. 議案第58号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案第54号令和7年度錦町一般会計補正予算（第2号）から、日程第6、議案第58号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）についての5議案を一括議題とします。

本案につきましては、去る10日に提案理由の説明が終わっております。

ただ今から、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。29ページの工事請負費、施設管理費の診察室エアコン、これは新しく設置するわけですか。

○議長（荒川 孝一君） 築田健康増進課長。

○健康増進課長（築田 俊哉君） これまでビルトインタイプのクーラーが設置されておりましたけれども、故障により交換部品がないために、新たに設置するものになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 続けて、その下の委託料で、新型コロナワクチン、これは今有料化になっていますけど、その接種者に負担するわけですが、私も聞いたところで、ワクチンを接種後の病気が出たりとか聞いておりますけども、そういう可能性は今まで聞いたことありませんか。

私も、2年前ぐらいから手が震え始めて、ある同級生から聞いたら、熊大の先生がワクチン接種とか、ワクチンにかかった人、ウイルスにかかった人が出てくる可能性があるということを聞いたものですから、強制的に今までただやつたものですから、私は2回しか打ってないんですけど、やっぱりそういう可能性もあるということを聞いたことありませんか。

○議長（荒川 孝一君） 築田健康増進課長。

○健康増進課長（築田 俊哉君） ただ今のコロナワクチンの後遺症という質問だと思いますが、私が知る限りでは新聞報道で知るのみで、現在どうかということと、町内の発生状況とかは分かりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第54号令和7年度錦町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第55号令和7年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第56号令和7年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第57号令和7年度錦町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第58号令和7年度錦町下水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。先ほど森本町長から、議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、報告第5号令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正についての4議案が提出されました。この4議案を日程に追加し、議案第66号を追加日程第1、議案第67号を追加日程第2、報告第4号を追加日程第3、報告第5号を追加日程第4として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号から報告第5号の4議案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程配付のため、暫時休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

追加日程第1. 議案第66号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第1、議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬について国が負担する経費で地方公共団体に交付する者の基準が改定されたため、改めるものです。

議案つづり3ページです。

別表2中の選挙長1万800円を1万2,200円に、投票所の投票管理者1万2,800円を1万4,500円に、期日前投票所の投票管理者1万1,300円を1万2,800円に、開票管理者1万800円を1万2,200円に、投票所の投票立合人1万900円を1万2,400円に、期日前投票所の投票立合人9,600円を1万900円に、開票立合人及び選挙立合人8,900円を1万100円と改正する内容となっております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2. 議案第67号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第2、議案第67号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約についてを議案します。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第67号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約についてでござります。

本案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和6年第3回臨時会において請負契約、令和7年第3回臨時会において変更契約に際しての議決を頂いたところでございますが、再度、契約金額の変更が生じたため、提案をするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） 議案第67号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約について、御説明いたします。

- 1、契約の目的、町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、変更前、1金、1億2,455万6,438円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額1,132万3,312円）。

変更後、1金、1億2,424万2,663円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額1,129万4,787円）。

4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字一武2745番地2。

商号または名称、株式会社イトウ建設、代表者氏名、代表取締役田中聰。

変更前の契約金額を、31万3,775円減額する変更契約となります。

変更の主な内容は、水替え工の変更によるものです。水替え工の変更については、護岸施工するに当たりまして、河川の水が浸透し、水が溜まるために2ヶ所ポンプで常時排水を行う予定でございましたが、1ヶ所については浸透する水の量が少なかったため、ポンプの規格を下げる施工するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第67号町道松里永野線（黒辺田野橋）橋梁下部工工事請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 報告第4号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第3、報告第4号議会の委任による専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第4号議会の委任による専決処分の報告について、専第7号和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 報告第4号議会の委任による専決処分の報告について、説明いたします。

議案つづり6ページをお願いします。

専第7号和解及び損害賠償額の決定についてですが、まず1番目に、和解の相手方は、錦町大字木上北の個人です。2番目に、和解の内容についてですが、（1）として、本件事故における過失割合は、本町を100%とし、相手方に対する損害賠償の額を12万9,699円とするものです。

（2）として、今後、本件事故に関しては、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととします。

3番目に、事故の概要ですが、事故の発生年月日は令和7年5月25日午前7時50分ごろ、事故の発生場所は、錦町大字木上西2255番地7になります。

事故の状況は、町道手入れの際、刈払機による飛石が作業場所近隣の敷地に駐車していた、別の作業車の方の車のバックドアガラスに当たり、破損させたものです。なお、相手方への損害賠償額につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償保険から補填されます。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。これは提案なんですが、今、国道とか県道なんかで除草作業するときに、網をして作業されているんですが、そういうふうなものを分館長会議で必要であれば、そこに補助するような形はできないんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山 拓二君） こちらの町道手入れの除草作業等に石飛びとか車に当たらないような防除版といますが、そういうものだとは思うんですけれども、こちらが区域ですね、まとまってそこを作業される分については可能かと思うんですけれども、それぞれ町民の方にお願いしてされる区間がバラバラで、何箇所もあるというときに、その費用だったり台数、枚数だったりを把握する必要がございます。もし必要であれば、そちらについては検討して、区長会を通じてまた説明をしたいと思いますが、今のところ検討するというところでの回答になります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 要するに、1回で13万円ぐらい保険料の支払いが生じますので、これが前も1回刈払機の事故があったんですね。それを考えますと、やっぱり1分館に二つぐらいあれば、ある程度賄うのではないかなど。そうすることによって、この保障が削減されるのではないかと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

追加日程第4. 報告第5号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第4、報告第5号令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第5号令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正についてでございます。

本案件につきましては、定例会初日に報告いたしました繰越計算書について誤りがございましたので、改めて報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 報告第5号令和6年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正について、御説明します。

定例会初日に、報告第3号で報告しました一般会計繰越明許費繰越計算書の一部の財源内訳に誤りがあり、訂正をお願いするものとなっております。

新旧対照表の5ページをお願いします。

上段が訂正後、下段が訂正前となっておりまして、8款2項道路橋梁費町道松里永野線道路改良事業（松里工区）及び町道松里永野線（永野工区）の財源内訳のうち、地方債及び一般財源において、松里工区においては地方債を10万円減額し、一般財源を10万円増額するもので、永野工区においては地方債を20万円減額し、一般財源を20万円増額するものです。

それに伴いまして、合計の欄も訂正しております。端数処理におきまして、切り捨てなければならないものを切り上げて算定したことが、誤った要因でありました。今後は慎重に確認するよう、努めてまいります。申し訳ありませんでした。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第7. 議員派遣の件について

○議長（荒川 孝一君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については名簿のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第8. 委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があつております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よつて、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、この整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よつて、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定いたしました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第2回錦町議会定例会を閉会します。

午前11時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

